

復興フォローアップ委員会 次第

日 時：平成20年12月18日（木）18:00～20:00

場 所：ラッセホール 地下1階 リリーの間

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 震災の教訓の再整理について

(2) 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の点検評価について

(3) 復興フォローアッププロジェクト（高齢者自立支援ひろば・まちなぎわいづくりにぎわいづくり一括助成事業）中間報告について

(4) その他

「1. 17トーク ～教訓を生かす～」について

4 閉 会

配布資料

- 資料1 「震災の教訓の再整理」について
- 資料2 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策点検評価（案）について
- 資料3 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の平成20年度進捗状況
- 資料4 復興フォローアッププロジェクト中間報告
- 資料5 「1. 17トーク ～教訓を生かす～」について

参考 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策

「震災の教訓の再整理」について

復興10年総括検証を基本に、阪神・淡路大震災の重要な教訓項目を抽出し、その後の自然災害での状況も踏まえ、教訓の全体像について再整理し、多くの人に分かりやすく発信する。

1 目的

- (1) 県内外で発生が危惧される災害からの復興ハンドブックとしての活用
- (2) 今後の災害に備えた防災・減災対策に活用

2 整理の仕方

- (1) 被災者の関心事の推移に着目し、4つの切り口を設定
- (2) 各切り口における重要課題を10の柱として設定
- (3) 10の柱ごとに重要な教訓項目を抽出（全体で100項目）
- (4) 各教訓項目を「何があったか」「学んだこと」「教訓をどう生かすか」に分けてわかりやすく整理

切り口	柱
いのち	(1) 命を守ること、命を救うことの大切さ
暮らす	(2) 生活拠点となる住まいの確保
	(3) 生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復 (4) 地域経済の復興としごとの確保
創る	(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ
	(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり (7) 災害時に対応できる人材の育成
支える	(8) 平時からの危機管理体制の構築
	(9) 被災地の主体的な復興を支える社会制度の整備 (10) 公民協働の新しい社会システムの構築

3 発信対象者

全国の防災関係部局の職員、自主防災組織のリーダーやメンバー、防災関係のNPO・ボランティア等

4 成果物

- (1) 仕様等 B5判 2色刷 約260ページ
- (2) 内容
 - ① 巻頭 知事あいさつ
 - ② 発刊に寄せて 室崎益輝 復興フォローアップ委員会座長
 - ③ 教訓項目 100項目を見開き2ページで掲載
(10の柱ごとに復興フォローアップ委員会からのメッセージを含む)
 - ④ 年表 復旧・復興の取り組み（約600項目）
- (3) 出版 3月下旬出版予定

5 たたき台 (3/23) からの変更点

(1) エディターによる修文

- ① 各教訓項目を整理する3つの視点「経験から」「教訓を」「教訓を文化に」を「何があったか」「学んだこと」「教訓をどう生かすか」に修正。
- ② 用語や文章表現をできるだけわかりやすく修正。
- ③ 叙情的な表現から叙事的な表現に修正。

(2) 庁内での調整における見直し

- ① 抽象的な表現では取り組んだ内容がわかりにくいため、取り組み内容を具体的に記載。
- ② 単に取り組んだ事業を列挙するのではなく、背景を含めてなぜその事業を実施したのかを記載。
- ③ 特に重要な教訓については、新たに教訓項目を起こして記載。また、教訓一項目だけでは書ききれないものについては教訓を分割。

(3) 具体的な変更点

① 復興全体の流れを冒頭に記載

復興全体の流れがわかるように、「緊急・応急対応期」から「復旧期」「復興前期」「復興後期」というフェーズごとの「復興の取り組み」の変遷について冒頭に記載。

② 教訓項目 57項目→100項目

ア 新たに追加した教訓項目 22項目

ヘリコプター、水の確保、六甲山系グリーンベルト、生活支援情報、フェニックスプラザ、健全な食生活の確保、震災・学校支援チーム(EARTH)、被災動物の救護、神戸港の復興、被災地の観光振興、被災企業への資金供給、エンタープライズ・ゾーン構想、新産業の創造、多文化共生、LSA・SCS、人と防災未来センター、実践的な防災訓練、広域防災拠点の整備、復興法制、災害救助法、被災者と行政をつなぐ第三者機関、生活復興県民ネット

イ 教訓項目を分割 10項目→31項目

住宅の耐震化	⇒ 住まいの耐震化、公共施設等の耐震化
公的機関の使命	⇒ 防災関係機関(消防)、防災関係機関(警察)、防災関係機関(自衛隊)
避難所	⇒ 避難所の居住環境、避難所の運営、避難所の生活(食料・物資)、避難所の生活(トイレ・風呂)、避難所での安心の確保
応急仮設住宅	⇒ 応急仮設住宅の整備、応急仮設住宅の運営、ふれあいセンター
恒久的な住まい	⇒ 災害復興公営住宅の整備、コミュニティプラザ、災害復興公営住宅の運営、災害復興公営住宅の募集・家賃、民間賃貸住宅の活用、特定優良賃貸住宅
住宅の再建	⇒ 住宅の再建、被災者生活再建支援法、兵庫県住宅再建共済制度
生活の再建	⇒ 義援金、公的な生活資金、被災者自立支援金
芸術文化・スポーツ	⇒ 芸術文化、スポーツ
面的整備事業	⇒ 二段階の都市計画決定、土地区画整理事業・市街地再開発事業
復興体制・復興計画	⇒ 復興体制、復興計画

1 いのち＝自助、共助、公助で、被害を最小限に抑え、被災者の命を守る。

(1) 命を守ること、命を救うことの大切さ [17]

- ① 自ら守る命
- ② 住まいの耐震化
- ③ 公共施設等の耐震化
- ④ 地域の防災力
- ⑤ 防災関係機関(消防)
- ⑥ 防災関係機関(警察)
- ⑦ 防災関係機関(自衛隊)
- ⑧ 災害医療体制
- ⑨ ヘリコプター
- ⑩ 情報の把握
- ⑪ 被災者への情報提供
- ⑫ 災害直後の要保護者の救出・避難支援
- ⑬ 行政と報道機関
- ⑭ 救援物資
- ⑮ ライフライン・交通インフラ
- ⑯ 水の確保
- ⑰ 六甲山系グリーンベルト

2 暮らす＝被災者・被災地の生活条件を整え、その自立を支援する。

(2) 生活拠点となる住まいの確保 [21]

- ① 避難所の居住環境
- ② 避難所の運営
- ③ 避難所の生活(食料・物質)
- ④ 避難所の生活(トイレ・風呂)
- ⑤ 避難所での安心の確保
- ⑥ 応急仮設住宅の整備
- ⑦ 応急仮設住宅の運営
- ⑧ ふれあいセンター
- ⑨ 災害復興公営住宅の整備
- ⑩ コミュニティプラザ
- ⑪ 災害復興公営住宅の運営
- ⑫ 災害復興公営住宅の募集・家賃
- ⑬ 民間賃貸住宅の活用
- ⑭ 特定優良賃貸住宅
- ⑮ 住宅の再建
- ⑯ 被災者生活再建支援法

④ 兵庫県住宅再建共済制度

- ⑤ 被災マンションの再建
- ⑥ 新しい住まい方
- ⑦ 危険度判定と被害認定
- ⑧ 損壊家屋等の処理

(3) 生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復 [18]

- ⑨ 差戻金
- ⑩ 公的な生活資金
- ⑪ 被災者自立支援金
- ⑫ 生活支援情報
- ⑬ 被災者相談
- ⑭ フェニックスプラザ
- ⑮ 県外居住被災者
- ⑯ 要保護者の生活支援
- ⑰ 健康づくり
- ⑱ 健全な食生活の確保
- ⑲ ころのケア
- ⑳ 子ども達のこころのケア
- ㉑ 災害時の学校運営
- ㉒ 震災・学校支援チーム(EARTH)
- ㉓ 生きがいづくり
- ㉔ 芸術文化
- ㉕ スポーツ
- ㉖ 被災動物の救済

(4) 地域経済の復興としごとの確保 [11]

- ⑥ 神戸港の復興
- ⑦ 中小企業・地場産業の復興
- ⑧ 地域商業の復興
- ⑨ 被災地の観光振興
- ⑩ 被災企業への資金供給
- ⑪ エンタープライズ・ゾーン構想
- ⑫ 新産業の創造
- ⑬ 被災地での資金循環
- ⑭ 被災地の雇用確保
- ⑮ コミュニティ・ビジネス
- ⑯ 企業の危機管理

3 創る＝ひとと地域の活力を取り戻し、災害に強いひと・まち・文化を創る。

(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ [5]

- ⑥ 地域コミュニティの役割
- ⑦ 家族のきずなと地域の支え
- ⑧ 多文化共生
- ⑨ 高齢者の見守り
- ⑩ LSA・SCS

(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり [7]

- ④ 二段階の都市計画決定
- ⑤ 土地区画整理事業・市街地再開発事業
- ⑥ 災害に強いまちづくり
- ⑦ まちづくり協議会
- ⑧ 専門家によるまちづくり支援
- ⑨ まちなみの景観保全
- ⑩ 被災文化財の保存・活用

(7) 災害時に対応できる人材の育成 [4]

- ⑥ 防災専門人材の育成
- ⑦ 防災学習
- ⑧ 研究・発信
- ⑨ 人と防災未来センター

4 支える＝今後の高齢社会、成熟社会、減災社会を支える仕組みをつくる。

(8) 平時からの危機管理体制の構築 [5]

- ⑥ 実証的な危機管理
- ⑦ 体系的な防災訓練
- ⑧ 行政の広域連携
- ⑨ 広域防災拠点の整備
- ⑩ 国際防災協力

(9) 被災地の主体的な復興を支える社会制度の整備 [6]

- ⑥ 復興体制
- ⑦ 復興計画
- ⑧ 復興基金
- ⑨ 復興財政
- ⑩ 復興法制
- ⑪ 災害救助法

(10) 公民協働の新しい社会システムの構築 [6]

- ⑥ 市民活動の担い手
- ⑦ 中間支援組織
- ⑧ 被災者と行政をつなぐ第三者機関
- ⑨ 生活復興県民ネット
- ⑩ 企業等と地域のパートナーシップ
- ⑪ 公と民の協働関係

復興の成果を県政に生かす3か年推進方策点検評価(案)について

1 趣旨

「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」の71の推進方策ごとの課題を整理するとともに、その課題解決に向けた今後の取り組み方向などを検討するため、各推進方策の目標達成状況を点検評価する。

2 評価方法

(1) 担当部会による自己評価

各推進方策に掲げる取組目標ごとに（取組目標がない場合は施策目標ごとに）担当部会が以下の区分により達成度の自己評価を行い、それをもとに個別の推進方策ごとに集計する。

【達成度の区分】

- ◎：目標を達成
- ：目標は達成していないが、前年度から進展
- ▲：目標を達成しておらず、前年度からの進展がみられない

(2) 個別推進方策の進捗状況の判定

各取組目標（または施策目標）の達成度に応じ、◎：2点、○：1点、▲：0点の配点を行い、その平均値を用い、次の区分により進捗状況を判定する。

A（平均点1.6点以上）：順調に進捗している。

B（平均点1.0点以上1.6点未満）：進捗しているが、工夫の余地あり

C（平均点1.0点未満）：進捗の動きが鈍く、改善の必要あり

3 評価の活用

3か年推進方策が21年度に最終年を迎えることから、復興フォローアップ委員会の21年度の取り組みとして、推進方策における課題の整理や22年度以降の取り組みに関する提案を予定しており、その検討にあたり、19、20年度の点検評価結果を活用する。

4 平成21年度スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
庁内	20年度実績		部局ヒアリング		21年度進捗			22年度以降施策に反映				
委員会	20年度点検・評価					点検評価課題整理 取組検討			22年度以降の取り組み提案			

復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の平成20年度進捗状況(10月時点)

※年度別計画の上段は計画値。うち「」は目標値の変更案(変更がない場合は「-」で表示)。下段は実績値(H20は10月末実績)。

推進方策 取組目標	年度別計画		今後の取組方針
	H19	H20	
<p>■被災地固有の個別課題への対応</p> <p>1. 復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 (企画県民部会、健康福祉部会、まちづくり担当部会)</p> <p>○高齢者自立支援ひろばの拡充</p>			
<p>・高齢者自立支援ひろばの開設</p> <p>・SCSによる支援</p>	<p>高齢者自立支援ひろばの開設 20か所(累計)</p> <p>18か所(累計)</p> <p>SCSの配置: 75人(累計)</p> <p>74人(累計)</p>	<p>30か所(累計)</p> <p>[-]</p> <p>20か所(累計)</p> <p>55人(累計)</p> <p>55人(累計)</p>	<p>40か所(累計)</p> <p>[-]</p> <p>28人(累計)</p> <p>[-]</p>
<p>○L S A等一般施策による高齢者支援の推進</p> <p>・L S Aをすべての県営高齢者向け特定の住宅に配置</p> <p>・総合的支援センターの整備 地域包括支援センター</p> <p>○高齢者自立支援ひろばと一般高齢者ケア施策との連携強化</p>	<p>LSAの配置: 140人(累計)</p> <p>123人(累計)</p> <p>地域包括支援センターの整備 317か所(累計)</p> <p>340か所(累計)</p> <p>ひろばと一般高齢者ケア施策との連携強化</p> <p>神戸市において、高齢者自立支援ひろばを地域包括支援センターの手元に位置づけ、一体的な運営がなされた。</p>	<p>150人(累計)</p> <p>[-]</p> <p>123人(累計)</p> <p>321か所(累計)</p> <p>[-]</p> <p>343か所(累計)</p> <p>高齢者自立支援ひろば機能の全県実施化について検討等 [-]</p> <p>神戸市において、地域包括支援センターを地域包括支援センターの運営がなされた。</p>	<p>160人(累計)</p> <p>[-]</p> <p>[-]</p> <p>[-]</p>
<p>○高齢者自立支援ひろばの開設</p> <p>・高齢者自立支援ひろばの開設</p> <p>・SCSの減員は、高齢者自立支援ひろばの開設が前提となつていない。委員会等の意向により、ひろばの開設計画が変更される可能性がある。</p>	<p>このまま進めれば、各所で高齢者自立支援ひろばの開設が困難な状況が懸念される。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、場所の確保、地域との連携、運営体制の構築等が必要である。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、高齢者自立支援ひろばの開設が前提となつていない。委員会等の意向により、ひろばの開設計画が変更される可能性がある。</p>	<p>このまま進めれば、各所で高齢者自立支援ひろばの開設が困難な状況が懸念される。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、場所の確保、地域との連携、運営体制の構築等が必要である。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、高齢者自立支援ひろばの開設が前提となつていない。委員会等の意向により、ひろばの開設計画が変更される可能性がある。</p>	<p>このまま進めれば、各所で高齢者自立支援ひろばの開設が困難な状況が懸念される。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、場所の確保、地域との連携、運営体制の構築等が必要である。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、高齢者自立支援ひろばの開設が前提となつていない。委員会等の意向により、ひろばの開設計画が変更される可能性がある。</p>
<p>○L S A等一般施策による高齢者支援の推進</p> <p>・L S Aをすべての県営高齢者向け特定の住宅に配置</p> <p>・総合的支援センターの整備 地域包括支援センター</p> <p>○高齢者自立支援ひろばと一般高齢者ケア施策との連携強化</p>	<p>このまま進めれば、各所で高齢者自立支援ひろばの開設が困難な状況が懸念される。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、場所の確保、地域との連携、運営体制の構築等が必要である。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、高齢者自立支援ひろばの開設が前提となつていない。委員会等の意向により、ひろばの開設計画が変更される可能性がある。</p>	<p>このまま進めれば、各所で高齢者自立支援ひろばの開設が困難な状況が懸念される。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、場所の確保、地域との連携、運営体制の構築等が必要である。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、高齢者自立支援ひろばの開設が前提となつていない。委員会等の意向により、ひろばの開設計画が変更される可能性がある。</p>	<p>このまま進めれば、各所で高齢者自立支援ひろばの開設が困難な状況が懸念される。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、場所の確保、地域との連携、運営体制の構築等が必要である。また、高齢者自立支援ひろばの開設には、高齢者自立支援ひろばの開設が前提となつていない。委員会等の意向により、ひろばの開設計画が変更される可能性がある。</p>

推進方針 ・ 取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針	
	H19	H20			H21
2 災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の顕著対策（企画県民部会、政策担当部会、まちづくり担当部会） ○災害復興公営住宅における自治会や見守り活動グループへの支援	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会活動等への支援 災害復興公営住宅における自治会等の地域活動の顕著対策 見守りグループ、NPO、高齢者自立支援ひろばがアップ、行政等との意見交換会の実施等 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 見守りグループ、NPO、高齢者自立支援ひろばがアップ、行政等との意見交換会の実施等 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 見守りグループ、NPO、高齢者自立支援ひろばがアップ、行政等との意見交換会の実施等 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進
	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 見守りグループ、NPO、高齢者自立支援ひろばがアップ、行政等との意見交換会の実施等 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 見守りグループ、NPO、高齢者自立支援ひろばがアップ、行政等との意見交換会の実施等 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 見守りグループ、NPO、高齢者自立支援ひろばがアップ、行政等との意見交換会の実施等 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進 見守り活動の推進
3 単身高齢者対策（企画県民部会、健康福祉部会、産業労働部会、まちづくり担当部会） ○単身高齢者等の閉じこもり対策の推進	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 	<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 	<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策
	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 	<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 	<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策 単身高齢者等の閉じこもり対策
○単身高齢者等の生活支援	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援
	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援 単身高齢者等の生活支援

推進方針 ・ 取組目録	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
4 公営住宅の高齢化対策 (まちづくり担当部会)				
○子育て世帯の優先入居など公営住宅の高齢化対策の推進				
・ 新婚世帯・子育て世帯の優先入居 ・ 新婚世帯・子育て世帯の優先入居の拡大	40戸 (累計)	60戸 (累計)	80戸 (累計)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新婚世帯・子育て世帯の定期借家制度による優先入居(定借借家以外)として60戸、計100戸の優先入居を継続して実施する。
・ コルグア、ハジツグでの新婚・子育て世帯の優先入居:1件 ・ 新婚・子育て世帯に戸数の概ね1/5を優先入居とした公営住宅000戸/月以下の子育て世帯の優先入居:1件 ・ コルグア、ハジツグでの新婚・子育て世帯の優先入居:1件 ・ 新婚・子育て世帯に戸数の概ね1/5を優先入居とした公営住宅000戸/月以下の子育て世帯の優先入居:1件 ・ コルグア、ハジツグでの新婚・子育て世帯の優先入居:1件 ・ 新婚・子育て世帯に戸数の概ね1/5を優先入居とした公営住宅000戸/月以下の子育て世帯の優先入居:1件	198戸(累計)	278戸(累計)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯の定期借家制度による優先入居(定借借家以外)として60戸、計100戸の優先入居を継続して実施する。
5 県営住宅のバリアフリー化 (まちづくり担当部会)				
○県営住宅の新型改修等、高齢者向け改修等によるバリアフリー化の推進				
・ 県営住宅のバリアフリー化の推進	3,250戸 (累計)	4,800戸 (累計)	6,350戸 (累計)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅のバリアフリー化は順調に推し進められており、今後とも目標達成に向けてバリアフリー化を進められている。
・ コルグア、ハジツグでの新婚・子育て世帯の優先入居:1件 ・ 新婚・子育て世帯に戸数の概ね1/5を優先入居とした公営住宅000戸/月以下の子育て世帯の優先入居:1件 ・ コルグア、ハジツグでの新婚・子育て世帯の優先入居:1件 ・ 新婚・子育て世帯に戸数の概ね1/5を優先入居とした公営住宅000戸/月以下の子育て世帯の優先入居:1件	2,361戸(累計)	2,911戸(累計)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯の定期借家制度による優先入居(定借借家以外)として60戸、計100戸の優先入居を継続して実施する。
6 住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策 (政策担当部会、まちづくり担当部会)				
○住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策の推進				
・ 消費者施策の推進	生活科学センター等での消費生活相談の実施、事業者指導	生活科学センター等での消費生活相談の実施、事業者指導	生活科学センター等での消費生活相談の実施、事業者指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談のうち、処理困難な事案については、専門家から助言を得るなど、適切・迅速な解決に努めている。 ・ 広域に多発している事案については、生活科学センターで各市区町の事例を集約して事業者と一括相談処理を行い、公平で効果的な被害救済に努める。 ・ 引き続き、地域団体・グループ等への声かけ運動への協力要請を行う。
・ 地域での声かけ運動実施団体をH22までに1,000団体に拡大	消費生活相談19,546件を受け付け ・ 不当な取引等を実施 ・ 不当な取引を行った事業者に対して、改善指導(25件)、行政処分(6件)を行い、事業者各々を公表 ・ 地域住民への声かけ運動の実施を各生活科学センター等から381団体に依頼。(御珠町、高師町)	消費生活相談を6,845件を受け付け ・ 不当な取引等を実施 ・ 不当な取引を行った事業者に対して、改善指導を18件実施 ・ 地域住民への声かけ運動の実施を各生活科学センター等から370団体に依頼。	消費生活相談のある事案は年々巧妙化、複雑化しており、処理困難なものが増加。 ・ 悪質業者に対するバリアフリー化を進められている。 ・ 巧み化している悪質業者の被害を防止するため、地域での声かけや見守りを地域の団体、グループ等と協働で実施していくことが必要。	

推進方策 ・ 実施目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
<p>・住宅リフォーム対策の推進</p>	<p>住宅改修業者登録制度の運用、リフォーム相談の実施等 [一]</p> <p>住宅改修業者登録制度を運用し、その登録情報をインターネット等で公開している。 ・住まいずけ、トビカケにおいて、専門相談、アドバイザーによる、一部の市町で相談窓口を要請、一部の市町で相談窓口を設置。</p>	<p>住宅改修業者登録制度を運用し、その登録情報をインターネット等で公開している。 ・住まいずけ、トビカケにおいて、専門相談、アドバイザーによる、一部の市町で相談窓口を要請、一部の市町で相談窓口を設置。</p>	<p>・県民が安心して住宅改修業者を選択する向上ができていく環境整備、住宅改修業者の資質向上を一層推進するためには、県民界員や住み手が必要である。 ・安全、安心な住宅ストックを構やすためには、耐震化、バリアフリー化等の住宅改修工事を行う必要がある。また、地域の実情に応じたきめ細かな相談体制を整備するため、市町単位でリフォーム相談窓口の設置が必要。</p>	<p>・引き続き、パンフレット、ホームページ等に引き続き、改修、リフォーム、トビカケ、住まいずけ、トビカケに関する普及啓発を行い、適切な改修工事を実施できる環境を整備する。また、各市町において、リフォームに関する相談窓口が設置されるよう普及啓発等の取り組み及び支援を行う。</p>
<p>7 公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり (健康福祉部会、県土整備部会、まちづくり担当部会)</p>				
<p>○公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりの推進</p>	<p>推進会議会員団体数 150団体(累計)</p>	<p>200団体(累計) [一]</p>	<p>会員団体数及び計画策定事業所数とも順調に増えているが、今後は会員の取り組みへの支援の充実を図ることが課題である。</p>	<p>・引き続き企業、団体等へ推進会議への参加について呼びかける。 ・企業、団体等による率先行動の策定・実践に向け、情報発信、社内等での学習機会への講師紹介など、企業、団体が取り組むための課題整理など、支援を行う。 ・会員団体数の取り組みの充実を図るため、会員団体を対象とした研修や活動の参考となるユニバーサルマ</p>
<p>・事業所等の率先する率先行動の促進</p>	<p>231団体(累計)</p>	<p>235団体</p>	<p>200事業所(累計) [一]</p>	<p>・計画的に未整備駅の解消が図れるよう、今後とも継続的に事業者及び地元市町に働きかけを行う。 ・駅舎の立地、構造上、バリアフリー化整備に多額の費用が必要な駅舎については、補助上限を超えた補助を行うことで事業者による整備を促進させる。</p>
<p>・利用者の多い駅舎のバリアフリー化99%作戦</p>	<p>88% (累計154駅)</p>	<p>92% (累計160駅) [一]</p>	<p>ホーム階段が非常に狭くエレベーター等の設置が困難であるケースや、地権者との移転交渉が難航しているケースなど、バリアフリー化が困難な駅がある。</p>	<p>・「次期交通安全施設整備事業実施計画(H20～24)」を策定する。</p>
<p>・福祉のまちづくり重点地区やあんしん歩行エリア等を重点的に歩道の段差解消</p>	<p>32,500か所(累計)</p>	<p>21,690か所(累計)</p>	<p>工事実施にあたり、地元関係者(居住者)などの理解と協力が必要であるが、その調整に時間を要する。</p>	<p>・工事実施にあたり、地元関係者(居住者)などの理解と協力が必要であり、市町の協力を得ながら地元調整などを積極的に進め、進捗に努める。 ・「次期交通安全施設整備事業実施計画(H20～24)」を策定する。</p>
<p>・診療所や店舗など民間の生活利便施設のバリアフリー化促進</p>	<p>100施設(累計) 65施設(累計) (民間施設改修費補助)</p>	<p>108人(累計)</p>	<p>—</p>	<p>今後は、ユニバーサル社会づくり実践モデル地区を対象とした類似制度で、生活利便施設等のバリアフリー化を支援することとし、当事業は19年度をもって終了。</p>
<p>8 高齢者のエンパワーメント(能力向上)の支援 (企画県民部会、政策担当部会)</p>				
<p>○高齢者大学等による高齢者の生きがいづくりのためのエンパワーメントの支援</p>	<p>修了者数：100人(累計)</p>	<p>200人(累計) [一]</p>	<p>講座内容の一層の充実(団塊世代等の学習ニーズに対応したカリキュラム)</p>	<p>生涯学習審議会等において、今後の高齢者の学習支援のあり方について検討を行う。</p>

推進策目標 ・取組目録	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
9 高齢者の知恵やノウハウの社会での活用 (企画県民部会、政策担当部会、健康福祉部会、産業労働部会)				
○高齢者がこれまで増えたノウハウや学んだ知識の地域社会での活用				
<ul style="list-style-type: none"> 県老人クラブ・市町老人クラブ連合会に青年部会の設置 老人クラブ健康づくり事業の拡充 	21か所 (累計) 21か所 (累計) 14,000人 (累計) 15,000人 (累計)	31か所 (累計) [-] 未把握 16,000人 (累計) [-] 未把握	41か所 (累計) [40か所] - 16,000人 (累計) [-] -	<p>青年部会設置後も、一過性で終わるのでなく、引き続き青年部会を法活用し、若手会員の活躍の場づくりや加入促進等について、積極的に協議を行う必要がある。</p> <p>市町老人クラブ連合会の青年部会が効果的に運営されるよう引き続き県老人クラブ連合会に青年部会を配置する。</p> <p>市町老人クラブ連合会が行う健康づくり・介護予防事業に対し、市町と連携して引き続き支援を行っていく。</p>
10 持続可能な住民主体のにぎわいづくり (企画県民部会、産業労働部会、まちづくり担当部会)				
○まちなぎわいづくり一括助成事業による地域の主体的な発意によるまちなぎわい創出				
<ul style="list-style-type: none"> 地域商業の活性化とまちづくりの緊密な連携によるまちなぎわい創出 	23団体 (累計) 24団体 (累計)	33団体 (累計) [-] 32団体 (累計)	40団体 (累計) [-] -	<p>来年度の事業推進については、「まちなぎわいづくり専門委員会」での議論を踏まえて21年度までに40団体の事業を採択する予定である。</p> <p>ペイントが目的になっている事業もあり、より効果的な事業となるよう、制度の一部を直し、今年度の募集を行ったところであるが、引き続き制度の見直しが必要があるのかが検討していく。</p> <p>事業完了団体の事業評価及び検証を順次行うとともに、その結果について広く情報発信していく必要がある。</p> <p>都市計画法が本格施行となった平成19年11月までに駆け込み出店申請のある大型店の周辺地域において影響が懸念される商店街に対し地元市町とともに支援を行っていく必要がある。</p>
11 まちづくり協議会を核としたまちづくり (まちづくり担当部会)				
○復興まちづくり協議会を活用したまちづくり活動への支援				
<ul style="list-style-type: none"> 復興まちづくり協議会等での支援 	復興まちづくり協議会の実施 (被災地でのまちづくり活動を行う住民団体等に支援を実施) : 62件 復興まちづくり協議会の実施 (被災地でのまちづくり活動を行う住民団体等に支援を実施) : 61件	復興まちづくり協議会の実施 (被災地でのまちづくり活動を行う住民団体等に支援を実施) : 61件	復興まちづくり協議会の実施 (被災地でのまちづくり活動を行う住民団体等に支援を実施) : 61件	<p>被災地でまちづくり活動を行う住民団体等に引き続き支援を行い、住民主体による市街地の健全な復興を推進する。</p>

推進方策 ・ 取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針										
	H19	H20			H21									
<p>○まちづくり協議会等の継続的な発展を通じたまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり支援事業の実施 <table border="1"> <tr> <td>38市町(累計)</td> <td>39市町(累計)</td> <td>40市町(累計)</td> </tr> <tr> <td>38市町(累計)</td> <td>38市町(累計)</td> <td>-</td> </tr> </table> 	38市町(累計)	39市町(累計)	40市町(累計)	38市町(累計)	38市町(累計)	-	<p>住民主体のまちづくりに対する支援における市町間の役割分担や今後の支援施策のあり方について、再考する必要がある。</p>	<p>今後の県及び市町の支援施策のあり方、まちづくり協議会等との連携のあり方、まちづくり専門家と意見交換を行いながら、コンサルタント会議において検討していく。</p>						
38市町(累計)	39市町(累計)	40市町(累計)												
38市町(累計)	38市町(累計)	-												
<p>12 地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 (政策担当部会)</p> <p>○自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動支援事業の実施 <table border="1"> <tr> <td>2,430団体(累計)</td> <td>2,910団体(累計)</td> <td>3,390団体(累計)</td> </tr> <tr> <td>2,308団体(累計)</td> <td>-</td> <td>240/年</td> </tr> </table> 	2,430団体(累計)	2,910団体(累計)	3,390団体(累計)	2,308団体(累計)	-	240/年	<p>事業開始から5年が経過したことから、県・市町の役割や他の制度との関係など、事業のあり方を検討する必要がある。また、地域団体の育成を図ることも必要。</p>	<p>団体や市町等の関係機関の意見聴きながら、これまでの事業の効果、結果を踏まえ、より効果的に支援できるように努めた。地域団体等に対する地域づくりサポーターによる支援も、助言・指導等を実施することにより、既存の中間支援組織の取組を支援する。</p>						
2,430団体(累計)	2,910団体(累計)	3,390団体(累計)												
2,308団体(累計)	-	240/年												
<p>13 大学・学生との協働によるまちづくり (まちづくり担当部会)</p> <p>○子どもたちや学生など若者の元気によるまちのにぎわい創出</p> <p>大学と連携したまちづくりの推進等</p> <p>県立大学環境人間学部と、まちづくり活動に活用した連携により、2地区を支援。</p> <p>20年度は現時点で継続なし、これまで3か年(H17~19)で4地区を支援。</p>	<p>大学と連携したまちづくりの推進等</p>	<p>大学との連携によるまちづくりを希望する地区があれば、積極的に支援を行っていく。</p>												
<p>14 被災商店街のにぎわい回復 (産業労働部会)</p> <p>○被災商店街のにぎわいや活気の回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街・小売市場復興イベント開催支援 <table border="1"> <tr> <td>90件/年</td> <td>90件/年</td> <td>80件/年</td> </tr> <tr> <td>84件/年</td> <td>61件/年</td> <td>-</td> </tr> </table> ・商店街・小売市場共同施設建設支援 <table border="1"> <tr> <td>25件/年</td> <td>20件/年</td> <td>20件/年</td> </tr> <tr> <td>20件/年</td> <td>24件/年</td> <td>-</td> </tr> </table> 	90件/年	90件/年	80件/年	84件/年	61件/年	-	25件/年	20件/年	20件/年	20件/年	24件/年	-	<p>依然として商圏内人口が経過しているが、被災商店街は店舗数や売上高が減少しているため、無きをかな下や下層店舗の地盤沈下傾向がある。</p>	<p>被災商店街等の復興が依然として厳しい状況にあることから、補助限度額2,000千円以内として支援を一層強化する。特に被害が大きく、全壊は半壊で、店舗数減少率が20%以上の場合は、被災地にきわい創出事業として3,000千円の定額補助。</p>
90件/年	90件/年	80件/年												
84件/年	61件/年	-												
25件/年	20件/年	20件/年												
20件/年	24件/年	-												
<p>15 特色ある商店街づくり (産業労働部会)</p> <p>○先導的な取り組みによる被災商店街の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気がアツク事業の展開 (先導的な活性化事業、地域連携イベント活用支援事業等) <table border="1"> <tr> <td>700件(累計)</td> <td>1,000件(累計)</td> <td>1,200件(累計)</td> </tr> <tr> <td>937件(累計)</td> <td>未把握</td> <td>-</td> </tr> </table> 	700件(累計)	1,000件(累計)	1,200件(累計)	937件(累計)	未把握	-	<p>消費者的なニーズの多様化、大型店の郊外出店の増加など、中小売店業に厳しい状況が懸念されている。また、消費者の購買行動が変化している中、顧客のニーズに合わせた商品・サービスを提供し、地域に根ざした店舗の形成を推進する必要がある。</p>	<p>引き続き被災地における特色ある商店街づくりを進めるため、商店街が定住率を高めるための先導的な取り組みを支援する。</p>						
700件(累計)	1,000件(累計)	1,200件(累計)												
937件(累計)	未把握	-												
<p>16 残存空地の活用 (まちづくり担当部会)</p> <p>○被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地空地の緑化推進助成事業 <table border="1"> <tr> <td>60件(累計)</td> <td>70件(累計)</td> <td>80件(累計)</td> </tr> <tr> <td>52件(累計)</td> <td>55件(累計)</td> <td>-</td> </tr> </table> 	60件(累計)	70件(累計)	80件(累計)	52件(累計)	55件(累計)	-	<p>1年ごとに同様に個所下の取り組みでは、継続的な空地の緑化を図る。</p>	<p>多量・低木を中心とした持続型植栽への転換を図る。</p>						
60件(累計)	70件(累計)	80件(累計)												
52件(累計)	55件(累計)	-												

推進方針 ○ 取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
17 地域景観の形成（まちづくり担当部会）				
○住民の参画による景観まちづくりの推進				
・景観形成等基本方針改定	景観条例による魅力ある景観の創造・保全 [一] 西播磨地域と丹波地域の地域 景観形成等基本計画を策定 (H20.7)		—	景観形成の推進にあたっては、地域住民や行政機関が共有すべき具体的な取組を示す必要がある。景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。
・景観形成地区等の指定	32市町(累計) 28市町(累計)	38市町(累計) 28市町(累計)	41市町 (累計) [一]	景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。
・都市地域の緑化率30%	21% 28.1%	22% 28.1%	24% [一]	景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。
・都市部のまちなみ植樹数	40万本(累計) 42万本(累計)	60万本(累計) 42万本(累計)	80万本 (累計) [一]	景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。
・全果花いっぱい運動の展開	人材・組織の育成による全果花緑いっぱい運動の展開 [一] 多年草、低木を活用した持続型 花壇への転換が行われることと 花壇に合わせた自主的な活動が 行われること(住民団体が持続 的に取り組む)を奨励		—	景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。
・県下の花・緑活動団体数	2,100団体(累計) 2,100団体(累計)	2,200団体(累計) 2,100団体(累計)	2,300団体 (累計) [一]	景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。
18 復興市街地整備事業等の早期完成（まちづくり担当部会）				
○復興市街地再開発事業の早期完成に向けた取組の推進				
復興市街地再開発事業の早期完成に向けた取組の推進		復興市街地再開発事業の早期完成に向けた取組の推進	H21で工事 完了(見込)	景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。
復興市街地再開発事業の早期完成に向けた取組の推進		復興市街地再開発事業の早期完成に向けた取組の推進	—	景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。景観形成の進捗を把握し、必要に応じて調整を図る。

推進方 標 取 組 目 標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
○復興土地区画整理事業の早期完成に向けた取組の推進	西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理)の事業推進	西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理)の事業推進	新長田駅北地区及び富島地区の早期完成。	富島地区については、20年度内の換地計画の継続を目指す。地区は事業も最終段階を迎え、未転売物件に対して直接施行を視野に入れた対応を行い早期完成を目指す。
	西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理)の事業推進 ・20年末で換地処分(西宮北口・駅北東地区) ・21年度末で換地処分(富島地区・新長田地区・駅北地区)(目標)	西宮北口駅北東地区の換地処分完了。富島地区において直接施行を実施。西宮北口駅北東地区については工事完了、換地計画の縦覧を実施。	西宮北口駅北東地区についてH20.10.31に換地処分を行った。	
19 復興市街地における住宅再建や商業機能の再生(企画県民部会、まちづくり担当部会)	復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進	復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等(復興基金)の実施 ・復興市街地再開発商業施設等入居促進事業:交付決定15件 ・被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業:交付決定 47件	復興市街地再開発商業施設等入居促進事業の財源を活用して、今年度から補助対象としている21年度までを重点期間と位置づけ、さらなる入居促進を進めていく。	
20 中心市街地の活性化(まちづくり担当部会)	○まちづくり三法の改正等を踏まえた、被災市街地における中心市街地活性化の推進 ・広域土地利用プログラムの策定 ・中橋内陸部)策定 ・策定済みの阪神間で一部ゾーン変更を行った。 ・東中橋内陸部については、関係市町との調整のため策定は20年度にずれ込んだ(H20.6.17策定)	復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等(復興基金)の実施 ・復興市街地再開発商業施設等入居促進事業:交付決定15件 ・被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業:交付決定 47件	新長田駅南の再開発エリアを中心に復興市街地再開発商業施設等入居促進事業を12年度から実施し、商業床への解消が完全に図られているところであるが、空床の解消が完全に図られていない状況となっている。	国の方針により厳しい状況であるが、既に認定を受けた市が、被災市である神戸、尼崎、伊丹、宝塚の4市であり、さらには明石市も認定済みである状況で、ある程度目標は達成されていると考えており、待機新たな取り組みは行わない。
○改正法に基づく中心市街地活性化基本計画策定済み箇所数	6箇所(累計)	12箇所(累計) [5箇所(累計)]	改正法に基づく、国(内閣府)の中心市街地活性化基本計画の認定に対する姿勢が、選択と集中により旧法の基本計画策定地域から大幅に絞り込む予定であり、全国的に600を超える基本計画策定地域を100程度に抑えられれば見込みであるため、今後多くの基本計画の認定は見込めない状況である。	
・商業施設等の土地利用ゾーン策定箇所数	5市(累計)	8市(累計) [1市(累計)]		
・立地調整条例に基づく届出件数	14市町(累計)	14市町(累計)		
	26件	15件		
		大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の施行(毎年度30件の届出)		

推進方針 ・ 取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
21 県外居住被災者の帰県支援 (企画県民部会、まちづくり担当部会)	<p>県営住宅優先入居枠の確保、県外居住被災者への情報提供等 〔一〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カムバックコール&メール登録者：147人 ・県営住宅優先入居枠を106戸(募集集70戸、秋募集36戸)設定 	<p>県営住宅優先入居枠を69戸(募集集43戸、秋募集26戸)設定</p>	<p>本人が希望しているが、避難先での親族や知り人が帰県に反対していたり、家族の疾病により生活や働きが難しくなっているなど、また、長期化した帰県の意思を持っていない県外居住被災者もいる。</p> <p>そういった状況の中で、帰県意思のある全ての県外居住被災者全員の帰県の実現は困難であるため、個々の事情に応じたきめ細かな支援が必要である。</p>	<p>引き続き、電話訪問を中心に個々の県外居住被災者の生活状況やニーズの把握に努め、特に県外被災者等には、県営住宅の県外立場を確保するなどの支援を行う。</p> <p>県営住宅優先入居枠の確保について、今後も引き続き、電話訪問を中心に個々の県外居住被災者の生活状況やニーズの把握に努め、特に県外被災者等には、県営住宅の県外立場を確保するなどの支援を行う。</p>
22 災害支援基金の償還促進 (健康福祉部会)	<p>各市における未償還金の償還事務の促進 〔一〕</p> <p>償還指導の強化に努め、少額償還等の促進により償還額を増加させることと、行方不明者の確認など、各市に対し償還指導の強化を指導。</p>	<p>償還指導の強化に努め、少額償還等の促進により償還額を増加させることと、行方不明者の確認など、各市に対し償還指導の強化を指導。</p>	<p>償還額の81.8%にあたる約1,077億円が償還されているが、まだ多額の未償還金(約232億円)がある。各市は積極的な償還努力を行うことが必要。</p>	<p>県市連絡会議などにおいて、償還指導の強化を繰り返して指導するとともに、取り組み状況等について定期的な報告を求める。</p>
23 生活福祉基金の償還促進 (健康福祉部会)	<p>国への免除要件拡大等の要望継続 〔一〕</p> <p>国に対し、徴収困難な未償還金に係る免除要件の拡大、償還期限5年延長後の再延長について要望。</p>	<p>国に対し、徴収困難な未償還金に係る免除要件の拡大、償還期限5年延長後の再延長について要望。</p>	<p>少額償還者が多く存在する現状を踏まえることと、各市が最大限の償還努力を行っても、延長された5年間の全額償還は困難。5年後には立替償還の再開が発生することから、免除要件の拡大と償還期限の再延長について国に働きかけることが必要。</p>	<p>県、関係市が協力し、引き続き償還免除規定の整備などについて、国に要望するとともに、国会議員へも支援を要請していく。</p>
24 中小企業緊急災害復旧資金の償還対策 (産業労働部会)	<p>償還免除の取り扱い等について 〔一〕</p> <p>償還免除の取り扱い等について、国と協議。償還努力の継続及び通常の特許案件に対応した債権の整理。</p>	<p>償還免除していく上での上でのペースとなっており、現在県社協において、通常の生活福祉基金の免除要件に対応した債権の整理を行っている。また、償還指導員を配置し、償還に努めている。</p>	<p>償還努力の大幅な向上が見込まれない中、さらなる償還努力が必要。償還金額の把握。償還免除要件について、国との協議を進めているが、国内部の検討があまり進んでいない。</p>	<p>県社協に対し、償還指導員をさらに活用するなどにより、定期的な進捗状況の報告を求める。なお、償還指導員に対しては、18年度から出向高払い制を採用し、報酬の向上を図っている。</p> <p>・徴収困難者等の未償還金額の確定。・国への要望継続。</p>
24 中小企業緊急災害復旧資金の償還対策 (産業労働部会)	<p>未償還金の償還の促進等 〔一〕</p> <p>償還 23,443件、3,040億円 償還 21,674件、2,907億円 残 1,769件、133億円</p>	<p>未償還金の償還の促進等 〔一〕</p> <p>償還 23,443件、3,040億円 償還 21,880件、2,922億円 残 1,563件、118億円</p>	<p>貸付の条件変更や借換貸付を活用し、比較的順調に償還されているため、現在の償還状況を維持することが必要。</p>	<p>今後とも、貸付の条件変更及び借換貸付を活用し、円滑な償還の促進に努める。</p>

推進方策 ・取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針	
	H19	H20			H21
25 生活復興資金の償還対策 (企画県民部会)	<p>○未償還金の償還の促進等</p> <p>← 未償還金の償還の促進等</p> <p>← H19.3で償還終了</p> <p>← H19.3で償還終了</p>			19年3月をもって約定償還は終了した。	-
26 災害復興公営住宅の家賃対策 (まちづくり担当部会)	<p>○災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行</p> <p>← 公営住宅家賃の一般減免制度等の円滑な適用</p> <p>← 「特別減免から一般減免への移行の取扱いについて(H18.6)」の方針決定を受け、一般の低所得者対策として、特別減免から一般減免へ移行し、対応。</p> <p>← 一般減免制度への移行後は、一般低所得者対策として制度運用を進め、入居者の家賃が激変しないよう緩和措置を行う。</p>			減免率の低下に伴う入居者の負担増。	災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への移行後は、一般減免制度への移行後は、一般低所得者対策として制度運用を進め、入居者の家賃が激変しないよう緩和措置を行う。
27 震災特例住宅税制の償還措置による支援 (まちづくり担当部会)	<p>○震災特例住宅税制による被災市街地における住宅建設等への支援</p> <p>← 震災特例税制による住宅建設支援</p> <p>← 震災特例住宅税制(固定資産税、都市計画税、不動産取得税、住宅用地税、代替家屋等の適用)</p>			-	22年度にJR新長田駅北地区を含む被災市街地復興土地区画整理事業等の事業進行状況を踏まえ、21年度に被災市街地復興土地区画整理事業等の進捗状況を見ながら検討。
28 被災自治体の震災関連地方債の償還対策 (企画県民部会)	<p>○被災市の事情を踏まえた評登債の償還延長等の措置への取り組み</p> <p>← 償還延長等の支援を国に要望</p> <p>← 20年度国の予算編成に対する提案において、震災に係る既発債の償還延長と同等の効果のある財政支援を要望。</p> <p>← 21年度国の予算編成に対する提案において、震災に係る既発債の償還延長と同等の効果のある財政支援を要望。</p>			被災市の行財政改革への努力や財政支援にも関わらず、昨今の経済情勢等を踏まえることと、現状は依然として厳しい状況が続くものと考えられる。	22年度国の予算編成に対する提案においても、引き続き、実質的に阪神・淡路大震災に係る既発債の償還延長と同等の効果のある財政支援を求め。

推進方針 ・ 取組目標	年度別計画			課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20	H21		
<p>復興の過程で生まれた先進的取組の定着・発展～今後の成熟社会を切り拓くための先進的取組の定着・発展</p> <p>29 まちの保健室の定着・発展 (健康福祉部会)</p> <p>○まちの保健室の全県展開の推進</p>					
<p>・まちの保健室の開設</p> <p>○H22以降の事業展開方針や県からの支援内容等の決定</p>	<p>520か所(累計)</p> <p>537か所(累計) (基金20か所、一般517か所)</p> <p>H22以降の事業展開方針や県からの支援内容等の検討</p> <p>県看護協会の「まちの保健室検討委員会(19.6設置)」において、22年度以降のあり方、財政基盤や運営方法を検討。 (今後の方向性) ・多様なまちの保健室の開催 ・看護系大学との連携等</p>	<p>520か所(累計)</p> <p>616か所(累計) (基金20か所、一般596か所)</p> <p>H22以降の支援内容等の決定</p>	<p>「まちの保健室検討委員会」の結果をもとに、22年度以降の「まちの保健室」のあり方について具体化させていく必要がある。</p>	<p>・兵庫県看護協会が開催している「まちの保健室」の「まちの保健室検討委員会」において、情報提供や助言を行う。</p> <p>・「まちの保健室」の調査結果に基づき「まちの保健室」の開設の講師派遣。</p> <p>・市町、関係団体において「まちの保健室」の開催。</p> <p>・行政・各団体からの事業受託についてPRを行うなど看護協会に対して支援を実施。</p>	<p>今後の取組方針</p>
<p>30 シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進 (まちづくり担当部会)</p> <p>○震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりの推進</p>					
	<p>県営コレクティブハウジングにおける多世代同居居住のモデル的実施等</p> <p>・ひょうご住まいが、トセカターにおいてコレクティブハウジング等の建設を模索しているグループが行う勉強会等への専門家派遣制度を実施 実績：3件(累計)</p> <p>・県営コレクティブハウジングに入居後、コミュニティ活動に積極的に参加することを募集し、多世代同居居住をモデル的に実施：優先入居1件</p>	<p>県営コレクティブハウジングにおける多世代同居居住のモデル的実施等 実績：3件(累計)</p> <p>・ひょうご住まいが、トセカターにおいて専門家派遣を実施 実績：3件(累計)</p> <p>・新婦・子育て世帯の優先入居：4戸(累計)</p>	<p>コレクティブハウジング等の建設を検討する県民が少なくない上、認識がまだ十分でないと思われるので引き続き事業の紹介等の普及啓発をする必要がある。</p> <p>・実際の建設に際して、予め入居者間の緊密なコミュニケーションを構築しておくことも求められる。</p>	<p>・ひょうご住まいが、トセカターにおいて、引き続きコレクティブハウジング等の建設等に関する相談に対応するとともに制度の普及啓発に努める。</p> <p>・県営コレクティブハウジングに新婦・子育て世帯の入居を可能とすることで、若年世帯と高齢者世帯との温度差による子育て支援、良好なコミュニティ活動、相互扶助活動等を育成する多世代同居居住をモデル的に実施しており、21年度に検証し、22年度以降の対応方針を決定する。</p>	
<p>31 こころのケア対策の推進 (健康福祉部会)</p> <p>○兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進</p>					
	<p>兵庫県こころのケアセンターにおける 相談件数 2,379件 研修回数 2回 専門研修生 180名 延学講座 810名 短期研究 4部門 長短期研究 4部門</p>	<p>兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進 実績：1,769件 研修回数 18回 専門研修生 340名 延学講座 810名 短期研究 4部門 長短期研究 4部門</p>	<p>兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進 実績：1,769件 研修回数 18回 専門研修生 340名 延学講座 810名 短期研究 4部門 長短期研究 4部門</p>	<p>こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進 実績：1,769件 研修回数 18回 専門研修生 340名 延学講座 810名 短期研究 4部門 長短期研究 4部門</p>	<p>こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進 実績：1,769件 研修回数 18回 専門研修生 340名 延学講座 810名 短期研究 4部門 長短期研究 4部門</p>

推進方針 ・ 取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
32. 心のケア担当教員の取組を継承した教育相談体制の充実（教育委員会事務局）				
○心のケアを必要とする児童生徒に対する、スクールカウンセラー等専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実				
・心のケア担当教員の配置	心のケア担当教員の配置の継続（～H21） ・心のケア担当教員の配置 ・心のケア担当教員の研修会及び活動	—	・阪神・淡路大震災に際しては心のケア担当教員の配置（震災時に発生した児童生徒に対する心のケア担当教員の研修会を実施） ・被災した児童生徒の心のケア担当教員の配置を踏まえ、必要に応じて国に対し追加を要望していく。 ※心の健康について教育的配慮を必要とする生徒数：169人（H20.7調査）	・配置した心のケア担当教員を対象とした研修会を実施し、児童生徒の心のケアを充実させる。21年度までに、必要に応じて国に対し追加を要望していく。 ※心の健康について教育的配慮を必要とする生徒数：169人（H20.7調査）
・スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーの全公立中学校・中等教育学校への配置の継続、小学校など配置校種の拡大等	—	—	国に対して、配置基準の拡大を要求していく。
・教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	全公立中学校・中等教育学校271校、公立小学校30校へのカウンセリングの配置 カウンセリングマインドを高めるための教員研修の実施 カウンセリングマインドを高めるための教員研修を実施	—	児童・生徒の状況や家族の状況は常に変化しており、今後も定期的な研修の実施が必要である。	引き続きカウンセリングマインドを高める教員研修を実施する。
33. 震災を機に広がった東日本ボランティア活動の推進（政務担当部会、産業労働部会）				
○ひょうごボランティアセンターを中心とした各種ボランティア活動の推進				
・ボランティア基金による活動助成	3,300件/年 3,207件/年	3,300件/年 [3,100件/年] ・県民ボランティア活動助成事前イベント件数：3,528件 ・その他、助成件数：86件	3,300件/年 [3,100件/年]	各助成制度の一層の周知を図るとともに、県民の北側に努め、制度活用を一層促進する。また、被災地支援活動の活性化を図るため、NPOの活動を支援する。また、被災地支援活動の活性化を図るため、NPOの活動を支援する。
・NPOと行政の協議会議の設置	NPOと行政の協議による地域課題の解決に向けての協議・情報交換等の実施 専門部会を設置し議論を行うとともに、地域におけるボランティアの団体などの多様な主体の連携等について、2年を旨に協議し、よりよい協働のあり方を検討。	—	—	各地域におけるボランティアの支援活動の活性化を図るとともに、市民活動支援活動の活性化を図るとともに、NPOの活動を支援する。また、被災地支援活動の活性化を図るため、NPOの活動を支援する。
・NPO貸付制度による支援	事業資金の貸付によるNPO活動発展の支援 貸付件数 3件	貸付件数 1件	年間を通じて貸付を行っているが、貸付件数が伸びていない状況である。	年間を通じて貸付を行っているが、貸付件数が伸びていない状況である。

推進方針 ・ 取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
<p>○地域を舞台とした団塊世代等シニア層の地域づくり活動の促進</p>	<p>H19</p> <p>団塊世代等シニア層の担い手の創出 「新しい公」の担い手の創出</p>	<p>H20</p> <p>「団塊世代等地域づくり活動 きつかりづくり支援事業」によ りNPO法人4法人に助成を決定。 各法人が事業を実施中。</p>	<p>多くの団塊世代等シニア層の関心事は就業・ 就労に向けられており一定年になつては地域 域づくり活動に参加する方はまだ少ない。</p>	<p>引き続き広報の強化に努めるとともにより一 層のシニア層の把握に努め、カリキュラムの工夫 ・見直しを検討し、シニア層の参加を促す。</p>
<p>34 文化を活かした個性ある地域づくり (政策担当部会、教育委員会事務高部会)</p>				
<p>○芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりの推進</p>	<p>80事業140公演(累計) [450事業710公演]</p> <p>280事業435公演(累計)</p>	<p>120事業200公演(累計) [450事業710公演]</p> <p>478事業742公演(累計)</p>	<p>100事業350公演(累計) [540事業350公演]</p>	<p>特色ある事業を一層充実しながらフアレンの定 着を図り、安定した施設運営を継続する。</p>
<p>・県立美術館「芸術の館」の整備 ・充実</p>	<p>特別展等魅力ある展覧会の開催 [1]</p> <p>19年度に策定した県立美術館活 性化方策を推進し、2つの特別展 において入館者数が目標を大きく 上回った。</p>	<p>特別展を3回実施 ・子どもから大人までが親しめ る「コレクション展」を実施 (2回) ・舞台芸術等様々な芸術との融合事業 や子ども向けワークショップを開催(計53回)</p>	<p>元気でにぎわいのある美術館を目指し、県立 美術館活性化方策を継続して展開する必要がある。</p>	<p>年間5～6回の特別展開催。また、展覧会に関 連のある演奏会や映画の上映等を実施。 ・子どももの米館促進や出張展覧会などフアレン ・子活動の充実、地域との連携等、元気でに ぎわいのある美術館を目指して新たな事業展 開に取り組む。</p>
<p>・庁舎ロビー等を活用した街かど ハルマヤの応援</p>	<p>27件(累計) 38件(累計)</p>	<p>51件(累計) [1]</p> <p>49件(累計)</p>	<p>利用促進や県民需要(ニーズ)の調査研究 ・制度の周知</p>	<p>県民需要(ニーズ)の調査研究として、ユア・たか が受けた相談内容の分析、芸術文化専門教育 機関等への意識調査(アンケート調査)などを実施。 ・事業広報チラシの配布、テレビ、ラジオ等、行への働きか けなど事業広報の充実。</p>
<p>○ヘリテージマネージャー(歴史 文化遺産活用推進員)の養成</p>	<p>45人/年(累計:347人)</p>	<p>ヘリテージマネージャーの養成(毎年度45人) [1]</p> <p>30人/年(累計:377人)</p>	<p>—</p>	<p>建造物部門は20年度で養成を終了し(30人)、 21年度は名勝部門で15人、22年度は有形民俗部 門で30人の養成を行う。</p>

推進方針 ・ 取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
35 青少年の体験・交流の機会づくりの推進 (政策担当部会)				
○「子どもの冒険ひろば」[若者ゆうゆう広場]などによる青少年の体験・交流の機会づくりの推進	<p>設置箇所：360か所(累計)</p> <p>418か所(累計)</p> <p>地元主導による運営支援</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>19年度までに目標数は達成した。今後は、5年間の助成期間の終了を見据え、地域での冒険ひろばの活動の定着を図るとともに、自主的、主体的な活動へとつなげていく。</p>	<p>・冒険ひろばの活動を現場で支える人材(ブレイリリーダー)を養成。</p> <p>・子育て3ひろば(まちの子育てひろば、子ども冒険ひろば、若者ゆうゆう広場)をはじめ、地域で子育て支援に取り組む団体や市町との連携強化のための意見交換会を開催。</p> <p>・ひろばの活動を広く原民にPRするため、情報誌を年3回発行。</p> <p>・情報発信やひろば運営上の様々な相談に対応するため、ノウハウを有する嘱託員(居場所づくり調整員)を青少年本部に1名配置。</p>
・「若者ゆうゆう広場事業」の展開	<p>設置箇所：50か所(累計)</p> <p>47か所(累計)</p> <p>地元主導による運営支援</p>	<p>60か所(累計)</p> <p>—</p>	<p>5年間の助成期間の終了を見据え、地域でのゆうゆうひろばの定着を図るとともに、自主的、主体的な活動へとつなげていく。</p>	<p>・県内交流広場に、若者の居場所としての機能を付加するよう奨励し、未設置市町での設置を目指す。</p> <p>・子育て3ひろば(まちの子育てひろば、子ども冒険ひろば、若者ゆうゆう広場)をはじめ、地域で子育て支援に取り組む団体や市町との連携強化のための意見交換会を開催。</p> <p>・広場の活動を広く原民にPRするため、情報誌を年3回発行。</p> <p>・情報発信やひろば運営上の様々な相談に対応するため、ノウハウを有する嘱託員(居場所づくり調整員)を青少年本部に1名配置。</p>
36 男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識 (政策担当部会)				
○震災により再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを、今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりの推進	<p>設置人数：965人(累計)</p> <p>1,142人(累計)</p> <p>グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施</p> <p>グループ活動支援、研修会・提供、研修会や講習会の開催、各種相談業務、就業に関する指導や技術講習の実施</p>	<p>1,485人(累計)</p> <p>1,605人(累計)</p>	<p>地域推進員についても、設置人数に地域格差があるほか未設置市町もあり、全地域に推進員を設置できるよう働きかけを行う必要がある。</p> <p>企業推進員については、男女共同参画社会づくり協会の結成事業所で未設置事業所があるため、1名以上の設置について働きかけを行う必要がある。</p> <p>効率的で魅力ある講座やプログラムの実施など男女共同参画社会づくりの中核施設として、一層の機能充実を図る必要がある。</p>	<p>市町との連携を密にし、地域での人材発掘を拡大するとともに、県立男女共同参画センターの各種講座修了生等に働きかけるほか、協定締結事業所をはじめとする県内事業所に依頼し、推進員の増加を図る。</p>
・県立男女共同参画センターの運営	<p>「ひょうごご家庭応援推進協議会(仮称)」による家族の絆を深める取り組みの展開</p>	<p>—</p>	<p>ひょうごご家庭が積極的参画している。これにより、家庭が得意分野を活かして自主・自発的に家庭応援の取組を進めていく必要がある。最も身近な「ひょうごご家庭」の目として取り組む運動の推進など、各団体が協働して取り組む必要がある。</p> <p>県としては、県民運動が円滑に推進されるよう支援を行う。</p>	<p>引き続き、県として男女共同参画社会の形成のための取組を進めるとともに、地域での男女共同参画の普及啓発を進めるため、市町と連携を強化し、市センターと協力しながら取組を進める。</p>
・「ひょうごご家庭応援推進協議会(仮称)」による家族の絆を深める取り組みの展開	<p>「ひょうごご家庭応援推進協議会(仮称)」による家族の絆を深める取り組みの展開</p>	<p>—</p>	<p>ひょうごご家庭が積極的参画している。これにより、家庭が得意分野を活かして自主・自発的に家庭応援の取組を進めていく必要がある。最も身近な「ひょうごご家庭」の目として取り組む運動の推進など、各団体が協働して取り組む必要がある。</p> <p>県としては、県民運動が円滑に推進されるよう支援を行う。</p>	<p>引き続き、県として男女共同参画社会の形成のための取組を進めるとともに、地域での男女共同参画の普及啓発を進めるため、市町と連携を強化し、市センターと協力しながら取組を進める。</p>

推進方策 取組目標	年度別計画			課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20	H21		
・男女共同参画の職場づくりに取り組み、事業所との協定締結	125事業所(累計)	150事業所(累計)	175事業所(累計)	制度の周知を図るとともに、あらゆる業種・規模の事業所に引き続き働きかけを行っていく必要がある。	引き続き、関係団体や男女共同参画推進員(地域・企業・学組)市町等からの働きかけに加え、庁内では産業労働部や県民局からの働きかけ、協定締結事業所などの情報提供を行い、協定締結事業所数の増加を図る。
175事業所(累計)	234事業所(累計)	234事業所(累計)	-		
37 コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援 (産業労働部)					
〇コミュニティ・ビジネスを中心とした地域密着型事業の創出・普及への支援					
・高齢者の就業支援	相談件数：3,000件(累計)	4,000件(累計)	5,000件(累計)	団塊世代を含めた定年退職者が地域社会貢献活動に参加していくには、地域課題を解決するコミュニティ・ビジネス等の働きがいのある働き方を十分に理解する必要がある。	団塊世代等の定年退職後の生きがいがある働き方として、NP0やコミュニティ・ビジネス等を生かしていくこととサポートセンターを通じて引き続き啓発していく。
・コミュニティ・ビジネスの起業支援	19団体/年	18団体/年	-	生きがいしごとサポートセンター等の普及啓発や支援事業の実施していく。そのため、生きがいしごとサポートセンターやサポートセンター等の関係機関との連携により、幅広い層への広報を行うとともに、都市部だけでなく農村地域等におけるコミュニティ・ビジネスが立ち上げなども積極的に支援していく。	20年度以降もコミュニティ・ビジネスの普及啓発や支援事業を実施していく。そのため、生きがいしごとサポートセンターやサポートセンター等の関係機関との連携により、幅広い層への広報を行うとともに、都市部だけでなく農村地域等におけるコミュニティ・ビジネスが立ち上げなども積極的に支援していく。
・コミュニティ・ビジネスへの助成や労使による雇用創出の推進等	3,800人(累計)	5,000人(累計)	6,100人(累計)	少子高齢化による福祉ニーズの高まりなど、地域課題が山積する中、地域住民に対して、コミュニティ・ビジネスやNP0について認知と理解をさらに進めていく必要がある。	生きがいしごととサポートセンターにより、引き続きコミュニティ・ビジネスやNP0等での起業・就業支援を図り、地域課題に積極的に取り組むための運営支援を積極的に図っていく。
4,500人(累計)	5,462人(累計)	5,462人(累計)	-		
38 ひょうごしごと情報広場、地域労働相談しごと情報広場の運営 (産業労働部)					
〇ひょうごしごと情報広場等によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供の実施					
・ひょうごしごと情報広場相談者数	5,570人/年	5,620人/年	5,680人/年	ひょうごしごと情報広場総合相談窓口の相談者数の実績は、H19.4～9月は2,824人、H20.4～9月は2,982人である。増減率は105.6%となっており増加傾向を示している。中、職種や雇用形態のミスマッチや志望した職種と異なる職種がある中、中高年の再就職など、相談者が増加している。	今後とも利用者ニーズに沿った支援メニューの充実ときめ細かな対応を図るとともに、広場のPRを継続し、来所者、相談者の増加を図る。
6,001人/年	2,982人/年	-	-		
・地域しごと情報広場利用者数	4,200人/年	4,410人/年	4,190人/年	-	地域における就職支援事業のあり方を見直し、19年度末で地域しごと情報広場を廃止し、ひょうごしごと情報広場での電話相談や就職支援センター「ひょうごしごと」への誘導などにより対応している。
2,436人/年	2,436人/年	[事業廃止]	[事業廃止]		
・青少年・若者のしごと体験を推進	24,350人(累計)	30,000人(累計)	38,000人(累計)	ものづくりへの関心を高めることや、技能尊重気運の醸成を具民により広く発信していく必要がある。	今後も、ものづくりの楽しさや喜びを体験し、多様な職業に対する認識を深めるため、20年度に開催する技能グランプリやものづくり大学校の整備を着実に進めることなどにより、事業の充実につなげていく。
25,496人(累計)	31,724人(累計)	31,724人(累計)	-		

推進策目標 ・取組方針	年度別計画			課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20	H21		
39 シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援 (産業労働部会)	<p>シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援、シルバー人材センターによる生きがい就業機会の創出</p> <p>シニアしごと倶楽部等による中高年層の再就職支援、シルバー人材センターによる生きがい就業機会の創出</p>				
・50歳代シニアの就業支援など一貫した中高年就業支援対策	「シニアしごと倶楽部」の運営 (相談者数600人/年) [一]	917人/年	499人/年	シニアしごと倶楽部相談者の実績は、H19.4～9月は417件、H20.4～9月は499件である。増減率は11.9.7%と前年より増加傾向を示している。相談者数は前年より増加傾向であることから、多様なニーズが潜在しているものと思われる。	相談者や企業との動向を随まねた支援メニューへの見直しなどを随時実施し、団塊の世代をはじめとする中高年齢者の再就職支援を強化する。
・シルバー人材センターを通じた高齢者の就業支援	47,000人(累計)	49,000人(累計)	44,293人(累計)	団塊世代が定年退職を順次迎えることにより、シルバー人材センターの会員数も増加が見込まれるが、65歳までの継続雇用確保措置等により、会員の伸び率が鈍化している。	(社)兵庫県シルバー人材センター協会が、団塊世代をはじめとする高齢者の多様な就業や社会参加などへのニーズに応えるため、新たな就業機会やボランティアなど多彩な活動の開拓などに取り組むことができよう、引き続き支援を行う。
40 震災ツリーズム等地域の特徴を生かしたツリーズム振興 (企画県民部会、産業労働部会)	<p>〇人と防災未来センターなどを活用した震災ツリーズムの推進</p>				
・ツリーズム人口	1億3,700万人/年 1億3,213万人/年	1億4,300万人/年 未把握	1億4,000万人 [一]	震災ツリーズム等地域の特徴を生かしたツリーズムを推進するため、時代や環境の変化、観光光景の多様化に迅速に対応したプロダクト開発が重要である。	「ひょうごツリーズム」後期行動プログラム/ワーキンググループを設置し、事業の検証・評価を行うとともに、プロダクトの推進に関する取組方針の提言を行うことにより、時代や環境、地域のニーズに応じたプロダクト展開を図る。 また、全国から兵庫への移住を促進する「あいたい兵庫」をはじめ、ツリーズムの成功に向け、各地域の個性豊かな資源に層層きをかけて、兵庫の魅力を生かして全国に向けて発信する。
41 潮声屋の整備推進 (企業庁部会)	<p>〇潮声屋におけるユニバーサルデザインを基本とした安全・安心なまちづくり、ウォーターフロントを活かした魅力あるまちづくりの推進</p>				
・潮声屋における住宅分譲戸数	500戸(累計)	550戸(累計) [531戸(累計)]	650戸(累計) [646戸]	20年度の新規分譲を推進するとともに、21年度以降の分譲方針の検討を行う。潮声屋にふさわしい商業・文化などの集客施設の誘致に向けた取り組みを進め、まちの早期成熟を図る。	・N-1プラン(全20戸、H21.3分譲開始予定)を20年度新規分譲。 ・D1プランについて、分譲ノウハウを有する民間事業者との協働や一括民営の検討など、効果的・効率的な宅地分譲を行う。 ・ワンガンII期については、21年度の施設開業を旨として整備を進める。 ・ワンガンII期については、ワンガンII期の整備状況等を踏まえながら、事業内容の検討を行う。 ・隣接する緑豊かな南緑地の整備及び分譲手続の検討を踏まえ、D1-2の基盤整備を進める。
42 「厄崎21世紀の森」の推進 (まちづくり担当部会)	<p>〇21世紀の都市再生のモデルとなる「厄崎21世紀の森」づくりの推進</p>				
・厄崎21世紀の森づくりサポーター一隊	270人(累計)	280人(累計) [一]	290人(累計) [一]	厄崎21世紀の森が、「立ち上げ」段階から「本格推進」段階に移行し、活動の担い手の確保や多くの人が参加できる「場」が必要になっている。また、企業や研究機関の立地が進む中で、地元企業の参画をどのように進めていくのかが大きな課題となっている。	・サポーター募集に加え、「厄崎21世紀の森づくり協議会」の活動を主体的に行う企画・実行、活動の活性化を図る。 ・臨海部に新たな企業立地が進むことの機会を捉え、工場緑化や美しい沿道景観づくりなど、企業の参画による取り組みを進める。

推進方策 ・取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
・尼崎の森中央緑地整備進捗率	42%	48% [47%]	54% [49%]	尼崎の森中央緑地については、18年5月にスポーツ増進施設と施設周辺の緑地について供用開始している。 酒岸線以南の緑地については、詳細な造成計画や施設の設計を行うとともに計画的な整備を進めていく。
・尼崎の森中央緑地年間利用者	20万人/年 39.8万人/年	20万人/年 21万人/年	20万人/年 -	・第2工区(都市緑地部)については、第1工区完成後の22年度事業着手を目指し、手続き等を進める。 ・健康増進施設等については、さらなる魅力づくりや提供するサービスについて柔軟に改善を図り、施設利用者の増加に努める。
・尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の運営 (H18～)	PFI手法による施設の運営 [一]		-	引き続き知名度の向上に努め、さらなる魅力づくりや提供するサービスについても柔軟に対応を図り、施設利用者数の増加等に努める。 ・また、引き続き0の「ゼロファイ運営」を第1として、適切な施設運営を推進する。
43 明舞団地等オールドニュータウンの再生 (まちづくり担当部会)				
○高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生				
・若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムの検討	住み替えPFIの検討	住み替えPFIの実施 [一]	具体的住み替え先となる高齢者向け住宅の提供や、事業に協力する事業者をどのように確保するかが課題である。	引き続き、具体のシステムを構築するため、PFI、住宅供給公社、民間事業者等と連係方針を検討し、条件が整い次第システムを構築・運用する。
明舞団地において、「住み替え促進モデル事業」として以下の事業を実施 ・住み替え意向等のアンケート調査 ・住み替えPFI相談会の実施 ・住民をモデルとした住み替えPFIプランの作成	19年度に実施した「住み替え促進モデル事業」の成果を活用し、住み替えシステムを構築する ため、従前居住者の住宅の借り上げ、子育て世帯等への賃貸を行う一般社団法人「移住・住み替え支援機構(JTI)」と連携方針を検討中である。	-		

推進策の取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
<p>■震災の経験と教訓の継承・発信～今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～</p>				
<p>44 「1月17日は忘れない」ための取組みの推進 (企画県民部会)</p> <p>○震災の経験と教訓を継承・発信する「1月17日は忘れない」ための取組みの推進</p>	<p>運動内容の理解の促進</p> <p>防災力強化県民運動の展開 実践活動の展開 [一]</p> <p>活動のフォローの実施 [一]</p>	<p>「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定(毎年度)</p> <p>「1.17ひょうご安全の日」のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施 [一]</p>	<p>震災の経験と教訓の風化に対する取組みの推進</p> <p>被災地外も含めた全県での防災力強化の取組みの推進。</p>	<p>「ひょうご安全の日推進県民会議」が核となった防災力強化のための県民運動を引き継ぎ推進するとともに「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定や、それに基づき「ひょうご安全の日」のつどい、「1.17は忘れない」地域防災訓練等の実施など「1月17日は忘れない」をテーマとした安全の取組みを推進する。</p>
<p>45 被災者生活再建支援制度(支援法)の充実 (企画県民部会)</p> <p>○被災者生活再建支援法の充実</p> <p>○国に於ける被災者生活再建支援法の運用</p>	<p>被災者生活再建支援法の運用</p> <p>改正支援法の運用</p> <p>改正支援法の運用</p> <p>改正支援法の運用</p> <p>改正支援法の運用</p> <p>改正支援法の運用</p>	<p>「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定(毎年度)</p> <p>「1.17ひょうご安全の日」のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施 [一]</p> <p>「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定(毎年度)</p> <p>「1.17ひょうご安全の日」のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施 [一]</p> <p>「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定(毎年度)</p> <p>「1.17ひょうご安全の日」のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施 [一]</p>	<p>19年11月の府県と市町で協議した結果、19年度から「ひょうご安全の日」のつどいを「1月17日」に統一する。また、19年度から「ひょうご安全の日」のつどいを「1月17日」に統一する。</p> <p>19年度から「ひょうご安全の日」のつどいを「1月17日」に統一する。</p> <p>19年度から「ひょうご安全の日」のつどいを「1月17日」に統一する。</p> <p>19年度から「ひょうご安全の日」のつどいを「1月17日」に統一する。</p> <p>19年度から「ひょうご安全の日」のつどいを「1月17日」に統一する。</p>	<p>「ひょうご安全の日推進県民会議」が核となった防災力強化のための県民運動を引き継ぎ推進するとともに「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定や、それに基づき「ひょうご安全の日」のつどい、「1.17は忘れない」地域防災訓練等の実施など「1月17日は忘れない」をテーマとした安全の取組みを推進する。</p>
<p>46 住宅再建共済制度の推進 (企画県民部会)</p> <p>○兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の一属の加入促進</p>	<p>加入率: 15%</p> <p>6.7%</p>	<p>20% [15%]</p> <p>7.1%</p>	<p>郡部を中心に12市町で目標の15%を達成しているものから低迷しているもの、制度に対する認知度が低いと考えられる。</p>	<p>県、市町、団体等の広報媒体及びイベント等における普及啓発。</p> <p>団体や企業を通じた加入取りまとめや口コミによる勧誘活動の展開。</p> <p>マンション管理組合の理事会、総会や地域団体を活用した加入勧奨。</p>

推進方策目標 ○ 取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
○ 全国制度化に向けた検討	全国制度化の検討 (全国知事会、国との協議等) [—] ・ 全国知事会災害対策特別委員会 専門部会での制度概要等の説明 意見交換 ・ 県単、近畿ブロック、全国知事会 を通じた全国制度化の国要望を 実施		—	・ 引き続き、全国制度化を国に要望 (県単要望、 近畿ブロック、全国知事会を通じた要望) ・ 全国知事会災害対策特別委員会専門部会の下 に設置された被災者生活再建支援基金に関する 「検討会」での検討項目に住宅再建共済制度 を追加するよう要望し「了承されたことから、 この場を活用した全国制度化への提案を実施す る。
47 地震保険制度の改善 (企画県民部会)	附帯要件の撤廃等の国要望 [—] 地震保険の附帯要件の撤廃等につ ついて、国提案を実施		—	・ 引き続き、地震保険料控除制度について、本 県の実施する住宅再建共済制度等、地方公共団 体が条例に基づき実施する共済も、地震保険料 控除制度の対象とするよう併せて提案する。
48 住宅の耐震化 (まちづくり担当部会)	○ 耐震診断や耐震改修支援による住宅の耐震化の推進			
・ 地震に対し危険な住宅を半減	24.4万戸(累計)	20万戸(累計)	17.9万戸(累計)	市町が実施する簡易耐震診断推進事業と併せ て、わが家の耐震改修促進事業について、パン フレットの作成等により県民に対する普及・啓 発に努める。
・ 新耐震基準適合率	88%	90%	91%	・ 県民意識の醸成が必要 ・ 共同住宅における合意形成
・ 耐震改修済み戸数	6,800戸(累計)	10,000戸(累計)	11,000戸(累計)	・ 県民意識の醸成が必要 ・ 共同住宅における合意形成
・ 簡易耐震診断実施戸数	16,700戸(累計)	23,300戸(累計)	30,000戸(累計)	市町と連携し、きめ細かく普及・啓発を行う。
	10,522戸(累計)	51,859戸(累計)	[60,500戸]	
49 公共施設等の耐震化 (企画県民部会、まちづくり担当部会、教育委員会事務局部会)	○ 地域住民が多数利用したり、災害発生時に被災者の救護、避難所として重要な機能を担う公共施設の耐震化の推進			
・ 県有施設の耐震化推進	37施設(累計)(71%)	40施設(累計)(77%)	43施設(累計)(83%)	仮設庁舎経費等の削減を図り、行革による予 算総額年間10億円のフレームを維持し、「兵庫県 耐震改修促進計画」の目標(耐震化率90%)に近づ けるよう努める。
	30施設(累計)	33施設(累計)	—	20年度以降、耐震化整備を図る施設については、 行革による県有施設耐震化に係る予算総額が年間10 億円(行革により年間20億→10億円)とするル-ムがあ るものの円滑な事業推進に向け、関係部局と調整な どを行う必要がある。

推進策の取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
・ 県立学校耐震化10か年作戦 （19校着手：H22完了） [27校(累計)(20%)]	27校(累計)(29%) [19校(累計)(20%)]	27校(累計)(29%) [19校(累計)(20%)]	各自治体において、学校施設をはじめとする公共施設の耐震化への取組が進んでいる建築士が、耐震診断及び耐震補強設計ができていないケースが見受けられる。また、契約後も耐震補強設計や評価取得(耐震設計の内容が耐震化につながる内容かを評価)に時間を要し、事業の計画的推進に支障が生じている。	事業の進捗にあわせ、随時、各学校における耐震化着手時期の見直しを行いながら、全ての県立学校の耐震化を目指す。また、20年度補正予算において、特別支援学校のうち、大規模な地震災害特別措置法の高規格工事等について、地震防災対策特別措置法を前倒しして着手したところであるが、高等中学校校舎等の計画については、見直し検討中。
・ 県営住宅耐震改修	54棟(累計)(47%)	74棟(累計)(64%) [2,698戸(累計)]	—	新行革プランで建て替えて及び耐震改修事業量が見直されたことに伴い、21年度末で耐震化率80%とする。

50 防災対策の計画的推進 (企画県民部会、県土整備部会)

○ 震災の教訓を踏まえた防災対策の計画的推進

兵庫県地域防災計画等に基づく総合的な防災対策の推進 「ひょうご地震復興戦略プログラム」策定の検討	兵庫県地域防災計画等に基づく総合的な防災対策の推進 ひょうご地震復興プログラムの検討	兵庫県地域防災計画等に基づく総合的な防災対策の推進 ひょうご地震復興プログラムの検討	「ひょうご地震復興戦略プログラム」については、引き継ぎ取り組み方針の検討を行う。
-----------------------------------------------------	-----------------------------------------------	-----------------------------------------------	------------------------------------------

「ひょうご地震復興戦略プログラム」については、引き継ぎ取り組み方針の検討を行う。

51 災害時における情報発信の充実 (企画県民部会)

○ 災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みの構築

フェイクス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災初動等の充実	フェイクス防災システムの運用 ・ 26市町が参画 ・ 南あわじ阿万地区に津波監視カメラを配備 ・ 地域衛星通信ネットワーク移行	フェイクス防災システムの運用 ・ ひょうご防災初動 ・ 26市町が参画 ・ 南あわじ阿万地区に津波監視カメラを配備 ・ 地域衛星通信ネットワーク移行	「ひょうご防災初動」については、普及啓蒙広報の展開 ・ ひょうご防災初動について、市民定よりひょうご防災初動の運用を促進することから、防災業務に支障が無いよう円滑な更新を行うとともに、機器の更新等を行う。(中略)端末等の機能強化)
---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「ひょうご防災初動」については、普及啓蒙広報の展開
・ ひょうご防災初動について、市民定よりひょうご防災初動の運用を促進することから、防災業務に支障が無いよう円滑な更新を行うとともに、機器の更新等を行う。(中略)端末等の機能強化)

推進方策 ・取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
52 家庭被害認定士の養成 (企画県民部会)				
○家庭被害認定士の養成の推進	<p>家庭被害認定士の養成 目標達成360人(累計)</p> <p>398人(累計)</p>	<p>家庭被害認定制度の円滑な運用 [一]</p> <p>県民局の防災担当職員、市町職員との連携を高めるため、講習会を実施</p>	<p>認定士の数の確保、技量の維持を図る必要があるため、21年度以降研修会(新たな認定士の養成、認定士の研修)を開催する必要があること、認定士が養成されていない市町もあること、また、認定士の数が1~2人と少ない市町もあることから、認定士を一定人数確保する必要がある。</p>	<p>定期的に最新情報を提供するなどのフォローアップに努めるほか、各市町からの要望も踏まえた上で、新たに講習会を開催するなど新しい人材の開拓に努める。</p> <p>また、災害救援専門ボランティア(フェリス)の位置づけを視野に入れ、認定士の維持、組織化の検討を進める。</p>
53 被災建築物応急危険度判定制度の推進 (まちづくり担当部会)				
○被災建築物応急危険度判定士の養成の推進	<p>被災建築物応急危険度判定士の養成(目標2,500人)</p> <p>1,892人</p>	<p>1,906人</p>	<p>登録判定士の高齢化</p> <p>更新しない判定士の増加</p>	<p>建築士免許合格者等の新規判定士の確保</p> <p>更新登録の徹底</p>
54 自主防災組織の活性化・活性化への支援 (企画県民部会)				
○自主防災組織の育成・活性化への支援	<p>自主防災組織の育成、活性化への支援 [一]</p> <p>自主防災組織維持率95.7%(H19.4)</p> <p>自主防災活性化事業により、自主防災組織の活動を活性化させるための取り組みを支援。</p>	<p>自主防災組織維持率95.7%(H20.4)</p> <p>自主防災活性化事業により、自主防災組織の活動を活性化させるための取り組みを支援。</p>	<p>優秀自主防災組織等の表彰(H21.1)</p> <p>地域防災活性化啓発冊子の配布により、自主防災組織等の役割、その具体的な活動内容さらには家庭での防災対策などをわかりやすく紹介し、地域防災力の向上に努める。</p>	
55 災害ボランティアへの活動支援 (企画県民部会)				
○災害ボランティア支援関係機関のネットワーク化など災害ボランティアへの活動支援	<p>災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>平常時からの災害救援ボランティア初回への強化</p> <p>ひょうごボランティアセンターによる市町社協ICの機能強化支援</p> <p>災害救援専門ボランティアの育成</p> <p>「災害ボランティア活動支援指針」等の市町への説明会実施</p> <p>災害救援専門ボランティア15市町で賛声</p> <p>市町との連携による災害ボランティアの立ち上げ、運営訓練の実施</p> <p>「災害救援専門ボランティア」に委員として出席</p> <p>団体連絡会議に委員として出席</p>	<p>災害ボランティアへの活動支援の充実 [一]</p> <p>ひょうごボランティアセンターが主催する「災害救援専門ボランティア」の企画、関係団体連絡会議への参加</p> <p>合同防災訓練時、市と連携し、災害救援専門ボランティア立ち上げ、運営訓練を実施</p> <p>合同防災訓練に災害救援専門ボランティア(看護分野)が参加</p>	<p>災害救援専門ボランティアの受け入れ調整は、ひょうごボランティアセンターと連携して行うこと、災害救援専門ボランティアについては当該機関との連携調整が必要である。</p> <p>災害救援専門ボランティアは16年10月の台風第23号災害以降、派遣実績が無く、制度が有効に活用されていない状態にある。</p>	<p>各市町に対し、防災訓練等の中で、社会福祉協議会や関係団体等と連携したボランティアの立ち上げ、運営訓練を実施するよう、今後も継続して働きかけを行う。</p> <p>ひょうごボランティアセンターと連携し、支援体制の整備やネットワークの強化に努める。</p> <p>災害救援専門ボランティアには、県が実施する実働訓練を回り、ボランティアの追加登録を行い、登録者の増加に努める。</p>
56 災害時要援護者への支援 (企画県民部会、健康生活衛生企画局等部会)				
○高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実	<p>880人(累計)</p> <p>748人(累計)</p>	<p>1,170人(累計)</p> <p>871人(累計)</p>	<p>県内の障害者等への情報提供システムの周知、登録者数の拡大。</p>	<p>兵庫県障害者協会と連携し、県、市町広報媒体の活用、福祉事務所を通じた関係者への周知、障害者大会、会合でのPR等に努め、障害者全員の登録を促進する。今年度については、国庫補助金を活用した災害時対策マニュアルの作成を通して、より効果的な情報提供のあり方を検討する。</p>

推進方針 ・ 推進目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
<p>・ 災害時の緊急情報の14言語での提供</p>	<p>3,600人(累計)</p> <p>1,009人(累計)</p>	<p>6,000人(累計)</p> <p>1,133人(累計)</p>	<p>「ひょうごEネット」へのより一層の登録加入促進</p>	<p>観光・国際局(兵庫県国際交流協会を含む)と一層連携し、外国人コミュニケーション等へのPRを強化する。</p>
<p>57 災害時の広域避難者への支援 (企画県民部会)</p> <p>○ 全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築</p>	<p>他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、広域避難者の所在把握の仕組みの検討</p> <p>他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、広域避難者の所在把握の仕組みの検討</p> <p>・ 「ひょうご防災わい」を利用した広域広域避難者への情報発信方法の検討。 ・ 「ひょうご防災わい」登録者数 : 約132,400件(19年度末)</p>	<p>—</p>	<p>各都道府県の協力を得る必要がある。被災市町村における連絡の呼びかけ、県・市町村間の情報共有の手法の検討が必要である。</p> <p>・ 広域応援協定に係る協議会等の場を活用して各都道府県の協力を得るなど、体制構築の検討を進める。 ・ 避難者の市町村における連絡の呼びかけや県・市町村の情報共有のあり方などについて、検討を進める。 ＜県外避難＞ ・ 都道府県間の広域応援協定に係る協議会等の活用 ＜県内各自治体間連携＞ ・ 「県民たよりひょうご」など県の各種広報媒体の活用 ・ 各市町村の応援協定に係る協議会等の活用働きかけ ＜共通＞ ・ 県 市町村ホームページの活用 ・ 報道機関への情報提供</p>	<p>—</p>
<p>58 災害救助法に基づく救助の見直し等 (企画県民部会)</p> <p>○ 災害救助法の適用に係る知事の方の見直し</p>	<p>災害救助法に係る国への要望等</p> <p>災害救助法に係る国への要望を策画し、救助の内容は漸進的に改善されてきている。</p>	<p>—</p>	<p>地方分権一括法の施行に伴い知事の権限である災害救助法の適用に当たっては大臣協議が不要となった。また、その後の災害での事例が参考となり、福祉避難所の設置など国との協議も円滑に進むようになった。しかし、被災者の実情に即した生活再建支援を行うためには、知事の裁量権の拡大や協議不要の事項を増やすなど、より一層の改善が求められている。</p>	<p>今後とも、「国」の予算編成に対する提案などを通じてさらなる改善を国に要望していく。</p>
<p>○ 防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進</p>	<p>県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化を検討</p> <p>県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化の検討</p>	<p>—</p>	<p>緊急時に対応できるよう、防災体制や資機材の規格等の標準化について自治体間で合意を得るため、引き続き検討が必要。</p>	<p>災害対策本部的体制や防災用語の統一など防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進</p>
<p>59 災害時における警察活動の推進 (警察部会)</p> <p>○ 都市型駐在所の設置など災害時における警察活動の推進</p>	<p>都市型駐在所の運営、災害モニター等の活用等</p> <p>都市型駐在所の運営、災害モニター等の活用等</p> <p>・ 災害復興公営住宅に都市型駐在所を設置し、駐在所勤務員が高齢者等への立ち寄りなどの支援や地域安全活動を実施。 ・ 災害モニター(352人)、災害時等警察活動協力員(637人)を委嘱 ・ 災害復興公営住宅に都市型駐在所を設置し、駐在所勤務員が高齢者等への立ち寄りなどの支援や地域安全活動を実施。 ・ 災害モニター(352人)、災害時等警察活動協力員(637人)を委嘱</p>	<p>—</p>	<p>都市型駐在所管内の被災者を含む居住者のうち、約33%が高齢者であり、年々高齢化が進むことが懸念されている。 ・ 災害復興公営住宅に都市型駐在所を設置し、駐在所勤務員が高齢者等への立ち寄りなどの支援や地域安全活動を実施。 ・ 災害モニター(352人)、災害時等警察活動協力員(637人)を委嘱</p>	<p>今後とも行政機関(県、神戸市、芦屋市)や都市型再生機構との連携強化を図るとともに、都市型駐在所勤務員による高齢者宅への立ち寄りや地域安全活動を通じて住民の安心感の醸成に努める。 ・ 災害時等警察活動協力員としての意識の定着と任務の再確認を図るため、災害警備訓練及び研修会への参加を促進する。</p>

推進方策 ・ 目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針	
	H19	H20			H21
60 災害救急医療の取組（健康福祉部会）	<p>○兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療の取組の推進</p>	<p>災害医療セカを核とした災害救急医療の取組の充実 [一]</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害救急医療システムによる災害救急医療の取組の実施（兵庫県災害救急医療システム運営協議会の開催等） DMATの体制整備のための研修の実施（8病院、15タームが受講済み） 	-	<p>DMATは災害直後の活動を前提としていて、災害地点病院（15）の中には医師不足等により、災害直後に他圏域や他府県での対応が困難と、考えられる病院がある。また、香川県が所在する圏域に偏りがある。</p>	<p>未受講病院に対してチーム編成及び研修受講、チーム教の少ない受講済み病院に対してチームを教の充実、転勤等により欠員をそれぞれ要請していく。</p>
		<p>○「兵庫の防災教育」の推進（教育委員会事務局部会）</p> <p>防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施 学校等における防災教育の充実 [一]</p> <p>防災教育推進連絡会議（全体会議2回、地区別会議1回、研修会2回）の実施</p>	<p>防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施 学校等における防災教育の充実 [一]</p> <p>防災教育推進連絡会議（全体会議2回、地区別会議1回、研修会2回）の実施</p>	-	<p>連絡会議や研修会を通じ、教員の防災教育への認識を深めることが必要。</p>
62 震災・学校支援チーム（EARTH）の取組の推進（教育委員会事務局部会）	<p>○EARTHによる災害被災地への支援活動や各種研修活動等の推進</p>	<p>EARTHの運営（災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言） [一]</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害被災地への調査（新潟県中越沖地震） 各種研修活動等への指導助言（H20.8 高知県防災教育研修会） 防災功労者内閣総理大臣表彰受賞（H20.9） 	-	<p>今後とも、被災地への支援を引き続き行う必要がある。</p>	<p>これまでの実績を踏まえ防災の専門的知識と実践的対応について訓練・研修を積み、県内外の被災地の学校の教育復興や、被災児童生徒の心のケアなどへの支援にあたるほか、地域の防災訓練等において指導助言を行う。</p>
		<p>人と防災未来センターの運営災害被災地への専門家派遣 [一]</p> <p>人と防災未来センターの展示リニューアルの検討・実施</p> <p>人と防災未来センターの展示 リニューアルの検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 人と防災未来センターの運営 ：H19来館者数525,624人 災害被災地への専門家派遣：新潟県中越沖地震（H19.7.16～17、5名） 展示リニューアルの実施（H20.1） 	<p>人と防災未来センターの運営災害被災地への専門家派遣 [一]</p> <p>人と防災未来センターの展示 リニューアルの検討・実施</p> <p>人と防災未来センターの運営 ：H20来館者数315,205人</p>	-	<p>「ひとと未来館」としての運営を際し、防災展示を充実し、「防災未来館」としての一体的な展示及び運営を、国内外の災害に対し、現地での指導助言等の支援を行っていく。</p>
63 人と防災未来センターの積極的な活用（企画県民部会）	<p>○人と防災未来センターによる震災の経験と教訓の継承・発信</p>	<p>人と防災未来センターの展示 リニューアルの検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 人と防災未来センターの運営 ：H19来館者数525,624人 災害被災地への専門家派遣：新潟県中越沖地震（H19.7.16～17、5名） 展示リニューアルの実施（H20.1） 	<p>人と防災未来センターの展示 リニューアルの検討・実施</p> <p>人と防災未来センターの運営 ：H20来館者数315,205人</p>	-	<p>「ひとと未来館」としての運営を際し、防災展示を充実し、「防災未来館」としての一体的な展示及び運営を、国内外の災害に対し、現地での指導助言等の支援を行っていく。</p>

推進方針 ・取組目標	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
64 国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援（企画県民部会）	IRPによる国内外の災害被災地への支援 [-]	国際防災復興協力機構（IRP）の運営に対する支援（調査研究・セミナーの開催） [-]	近年、国内外で大規模な災害が多発している現状において、災害被災地への支援活動を行う国際防災復興協力機構（IRP）の活動が円滑に行えるよう支援を継続していく必要がある。	国際防災復興協力機構（IRP：H17.5設立）の運営に対する支援を引き続き行い、国内外の災害被災地への支援を行う。（調査研究、セミナーの開催）
	国際防災復興協力機構（IRP：H17.5設置）の運営に対する支援を実施（インクワ、アッシュ等への専門家派遣など調査研究、セミナーの開催）	国際防災復興協力機構（IRP）の運営に対する支援（調査研究・セミナーの開催） [-]	国際防災復興協力機構（IRP）の運営に対する支援（調査研究・セミナーの開催） [-]	
65 国際防災・人道支援協議会に対する支援（企画県民部会）	国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進 [-]	国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進 [-]	近年、国内外で大規模な災害が多発している現状において、神戸東部新都市に集積する防災関係機関の一層の相互連携を図り、総合的な防災協力の方策を検討し、成果を国内外に発信することと世界での減災対策を推進していく必要がある。	引き続き、国際防災・人道支援関係機関による連携事業（DRAフォーラムの開催）への支援を行う。
	国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進	国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進 [-]	国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進 [-]	
66 国際的な防災研修専門機関の整備（企画県民部会）	国際的な防災専門研修機関の設立に向けた取り組みの推進	国際防災研修センターの設立（H19.5.17） [-]	自然災害が多発する状況の中、わが国の経験と教訓をベースとした防災分野の技術協力を効果的に促進し、その実施体制の強化を図り、防災分野に関する開発途上国のニーズの多様化と高度化に 대응するため、国際防災研修センターの運営について、積極的に支援を行う必要がある。	引き続き、国際防災研修センターの運営（調査研究、セミナーの開催等）への支援を行う。
	国際的な防災専門研修機関の設立	国際防災研修センターの設立（H19.5.17） [-]	国際防災研修センターの運営 [-]	
67 三木総合防災公園、地域防災公園等の整備（企画県民部会、まちづくり担当部会）	広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備推進	広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 [-]	三木総合防災公園は、早期の全面開園が緊急の課題。広域防災公園については、広域避難地、一時避難地となる新市公園の早期整備と災害応急活動施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽等）の整備が必要。	三木総合防災公園については、21年度事業完了を目指す。 地域防災公園については、引き続き国庫補助を活用し整備を推進する。
	三木総合防災公園、地域防災公園等の整備	広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 [-]	広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 [-]	

推進策目標 ・取組方針	年度別計画		課題・問題点	今後の取組方針
	H19	H20		
<p>68 大阪湾岸道路西伸部の推進 (県土整備部会)</p> <p>○大阪湾岸道路西伸部(六甲アイルランド〜名谷JCT)の早期事業化に向けた取組みの推進</p>	<p>都市計画決定・環境影響評価手続・事業化</p> <p>〔一〕</p> <p>・H20.5の環境影響評価審査会から環境影響評価の国土交通大臣意見を踏まえ、環境影響評価手続を進めており、H19.11〜12にかけて環境影響評価準備書及び都市計画決定と並び、住民説明会を開催する。また、H21年度事業化や国費率の高い事業手続の検討を国に要望。</p>	<p>環境影響評価手続・事業化</p> <p>〔一〕</p> <p>・H20.5の環境影響評価審査会から環境影響評価の国土交通大臣意見を踏まえ、環境影響評価手続を進めており、H19.11〜12にかけて環境影響評価準備書及び都市計画決定と並び、住民説明会を開催する。また、H21年度事業化や国費率の高い事業手続の検討を国に要望。</p>	<p>20年度内の都市計画決定と事業手法の検討が必要。</p>	<p>20年度内の都市計画決定に向け、手続きを着実に進める。</p> <p>・21年度事業化に向け、事業手法について国・神戸市等と協議を進める。</p>
<p>69 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 (県土整備部会)</p> <p>○表六甲山麓を土砂災害から守る六甲山系グリーンベルト整備事業の推進</p>	<p>918ha(累計)</p>	<p>943ha(累計)</p>	<p>968ha(累計)</p>	<p>地域住民が六甲山を地域の里山として適正に管理、活用し、自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識を醸成するとともに、森づくりや自然環境保全を奨励する。また、地域住民等によって活発な利活用がされている区画だけでなく、様々な形態がある。本年度は「六甲山系グリーンベルト管理愛護」を作成し、今年度は要領に基づき、順次、現地調査を実施する。</p>
<p>70 阪神疏水構想の推進 (県土整備部会)</p> <p>○河川、公園、緑地等が連携する水と緑のネットワークの整備</p>	<p>中長期的な課題として対応</p> <p>〔一〕</p> <p>・国の予算編成等に伴う提案・要望等を継続して実施しているが、国としての具体的な動きはない。</p>	<p>中長期的な課題として対応</p> <p>〔一〕</p> <p>・国の予算編成等に伴う提案・要望等を継続して実施しているが、国としての具体的な動きはない。</p>	<p>水源の確保 ・構想に対する地域住民・事業評価・事業評価の把握</p>	<p>水源確保の見通しが立っていない。 ・国は水源確保の見通しが立っていない段階で、阪神疏水検討協議会(近畿地方整備局、兵庫県、関市、関市市長)において、事業評価や実現性について検討することとしている。 ・県においても、国の動向(水源確保の見通し等)を見ながら、対応することとしている。</p>
<p>71 災害時における食料の安定供給等 (農政環境部会)</p> <p>○災害時における食料の安定供給やため池の管理、災害に強い漁港づくりなどの推進</p>	<p>133箇所(累計)</p>	<p>93箇所(累計)</p>	<p>63箇所(累計)</p>	<p>緊急に整備が必要な部分のみ改修し、効率的に安全度の向上を図る整備手法を採用するため池管理者に継続して説明を行い、ため池管理者の意識改革を図るなど、啓発活動を強化する。</p>
<p>・農地等の保全 警戒ため池の解消</p>	<p>114箇所(累計)</p>	<p>114箇所(累計)</p>	<p>ため池の改修整備にあたっては、ため池の管理費や高齢化及びひびく農地面積の減少などの影響で、農家が改修整備費を負担できず、改修困難となっているため池が増えつつある。</p>	<p>富島地区の整備を早期に完了させ、引き続き、計画に基づき、海岸保全施設の整備を推進していく。</p>
<p>・災害に強い漁港づくり 海岸保全施設の整備完了</p>	<p>4地区(累計)</p>	<p>5地区(累計)</p>	<p>6地区(累計)</p>	
	<p>3地区(累計)</p>	<p>4地区(累計)</p>	<p>4地区(累計)</p>	

平成20年度

復興フォローアッププロジェクト

【中間報告】

- I 専門委員会の活動状況
- II 高齢者自立支援ひろば
- III まちのにぎわいづくり一括助成事業

平成20年12月

I 専門委員会の活動状況

高齢者自立支援専門委員会	まちなのにぎわいづくり専門委員会
<p>7月1日(火)</p> <p>第1回高齢者自立支援専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○20年度高齢者自立支援専門委員会の進め方について ○高齢者自立支援ひろばスタッフ研修について ○高齢者自立支援ひろば事業の今後のあり方について <p>9月18日(火)</p> <p>第2回高齢者自立支援専門委員会 及び現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者自立支援ひろば事業の充実について(延長と支援対象の拡大) ○高齢者自立支援ひろばスタッフ研修の実施について ◇現地調査 神戸市 市営古川住宅 <p>10月27日(月)</p> <p>高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者自立支援ひろばの事業目的等の講演 ○事例発表・意見交換の実施 <p>12月15日(月)</p> <p>第3回高齢者自立支援専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○20年度復興フォローアッププロジェクト報告(案)について 	<p>6月7日(土)</p> <p>第1回まちなのにぎわいづくり専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○20年度まちなのにぎわいづくり専門委員会の進め方について ○20年度まちなのにぎわいづくり一括助成事業の進め方(制度見直し)について <p>9月11日(木)</p> <p>第2回まちなのにぎわいづくり専門委員会 及び現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○20年度まちなのにぎわいづくり一括助成事業の実施について ○まちなのにぎわいづくり一括助成事業における評価・検証について ◇現地調査 戎座人形芝居館(西宮中央商店街) <p>10月24日(金)</p> <p>まちなのにぎわいづくり一括助成事業 採択団体決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請12件→採択8件
<p style="text-align: center;">12月18日(木) 第1回復興フォローアップ委員会</p>	<p>1月(予定)</p> <p>第3回まちなのにぎわいづくり専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちなのにぎわいづくり一括助成事業終了団体の評価・検証について ○20年度復興フォローアッププロジェクト報告(案)について <p style="text-align: center;">3月(予定) 第2回復興フォローアップ委員会</p>

平成 20 年度復興フォローアップ委員会

専門委員会委員名簿 (H20. 5. 1)

高齢者自立支援専門委員会 [◎：委員長 ○：副委員長]

氏 名	所 属 ・ 職
○市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
河合由紀子	わ・輪・Wa 尼崎代表
神崎 初美	兵庫県立大学地域ケア開発研究所准教授
佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局長
○立木 茂雄	同志社大学教授
土岐 保正	兵庫県医師会常任理事
◎松原 一郎	関西大学教授
室崎 千重	県立福祉のまちづくり工学研究所特別研究員
山添 令子	コープこうべ執行役員兼生活文化・福祉部統括部長

まちのにぎわいづくり専門委員会 [◎：委員長 ○：副委員長]

氏 名	所 属 ・ 職
東 朋治	(株)神戸ながたティ・エム・オー総括マネージャー
大西 研	西宮商工会議所事務局長
◎加藤 恵正	兵庫県立大学教授
○角野 幸博	関西学院大学教授
○小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
濱田 恵三	ジア・デザイン神戸所長
樋口 信子	樋口都市設計代表
古川 潤	神戸新聞社経営本部副参与
森崎 清登	近畿タクシー(株)代表取締役社長

II 高齢者自立支援ひろば

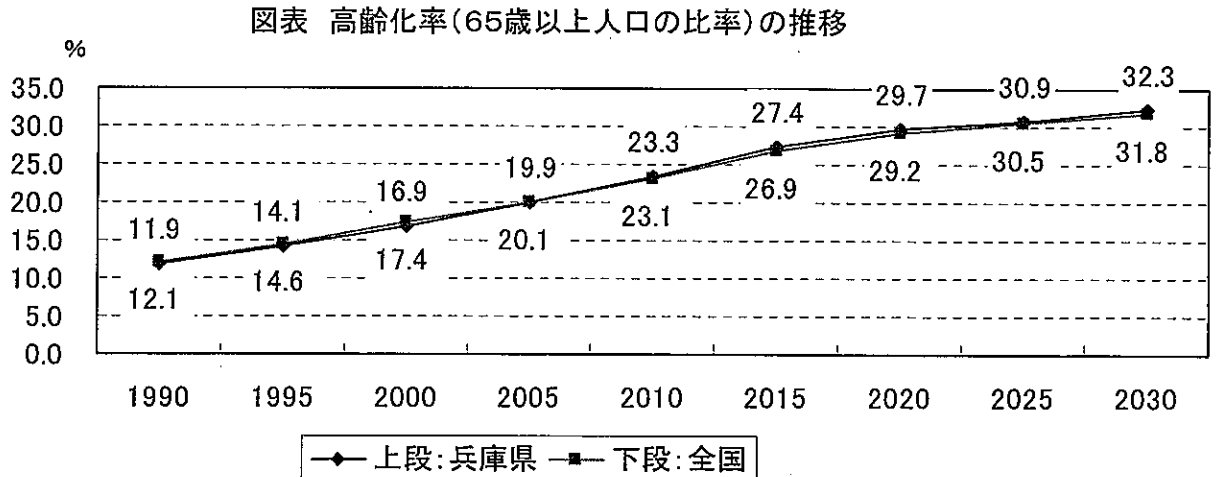
高齢者自立支援専門委員会

1 高齢者を取り巻く現状

高齢者を取り巻く現状について、統計指標のデータ等をもとに整理した。

(1) 高齢化率の上昇

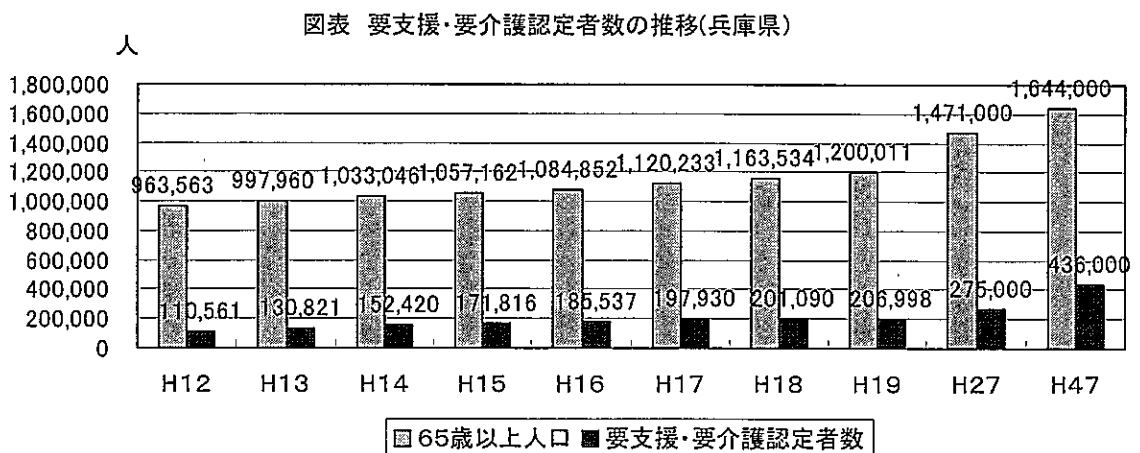
兵庫県の高齢化率は平成17年(2005年)10月時点で19.9%と、全国水準(20.1%)と同等の水準にあり、その率は年々上昇している。



資料：国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」、「都道府県の将来推計人口(平成19年5月推計)」、「人口減少社会の展望研究報告書(平成17年3月)」(兵庫県)、「平成17年国勢調査第1次基本集計結果」(総務省統計局)

(2) 要介護者等の増加

高齢者の絶対数の増加に伴い、認知症、寝たきりなどの要介護状態になる人も増加している。本県においても、要支援・要介護認定者数が平成12年度の約11万人から平成17年度の約20万人に増加し、平成47年度には、約43万人に達することが見られる。



資料：国立社会保障人口問題研究所「都道府県の将来推計人口(平成19年5月推計)」、「兵庫県老人保健福祉計画」及び兵庫県高齢社会課調べ

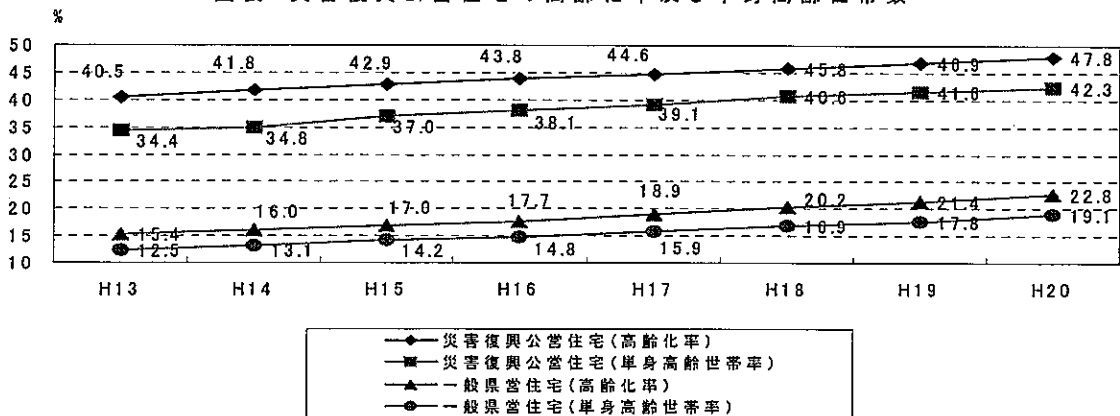
(3) 災害復興公営住宅の状況

① 高齢化の進展

災害復興公営住宅は、一般県営住宅に比べて著しく高齢化が進んでいる。平成20年11月時点で、災害復興公営住宅の高齢化率は47.8%、単身高齢世帯率は42.3%である。それに対して、一般県営住宅の高齢化率は22.8%、単身高齢世帯率は19.1%である。

認知症や精神疾患、閉じこもりの高齢者が増加するとともに、自治会活動などコミュニティの形成や維持の面でも支障が出ており、今後の加齢とともにこれらの課題の深刻化が懸念される。

図表 災害復興公営住宅の高齢化率及び単身高齢世帯率

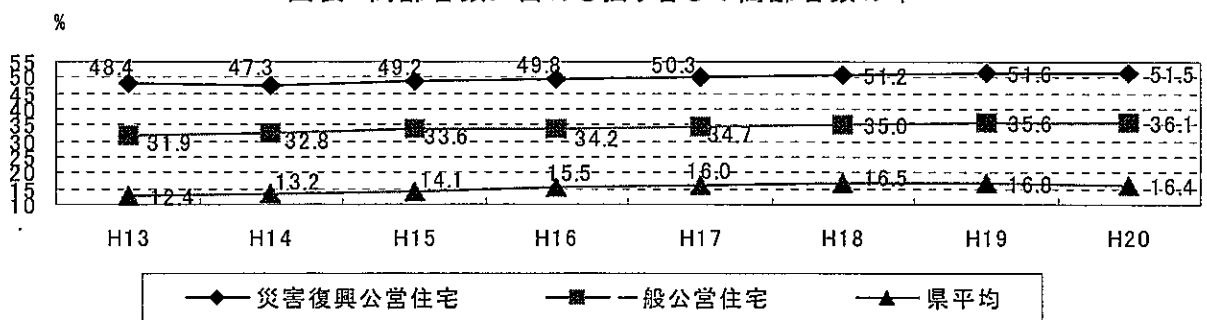


資料：兵庫県復興支援課調べ

② 単身高齢者の状況

災害復興公営住宅は、単に高齢化率が高いだけでなく、住宅内の高齢者に占める単身高齢者の多さも特徴といえる。単身高齢者の割合はいずれも増加傾向にあるが、平成20年では、県平均16.4%、一般県営住宅36.1%に対し災害復興公営住宅は51.5%であり、災害復興公営住宅では、はるかに高い水準で推移している。

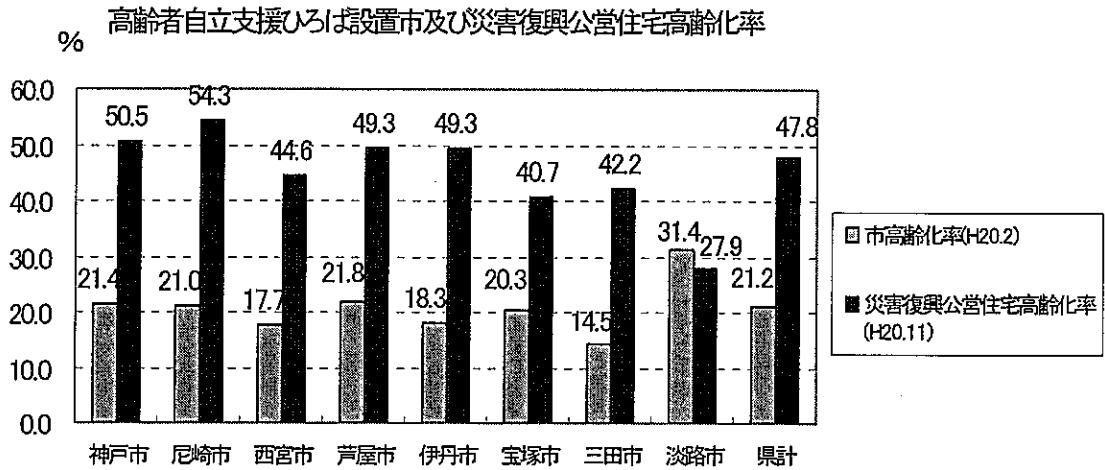
図表 高齢者数に占める独り暮らしの高齢者数の率



資料：兵庫県情報事務センター「厚生統計情報」、兵庫県復興支援課調べ

③ 各市の全体の高齢化率との比較

高齢者自立支援ひろばを設置している市ごとに市全体の高齢化率と災害復興公営住宅の高齢化率を見ると、ほとんどの市において、災害復興公営住宅の高齢化率が市全体の高齢化率の2倍以上となっている。一方、高齢化が進んでいる淡路市では、逆に、市全体の高齢化率が災害復興公営住宅の高齢化率を上回る状況となっている。

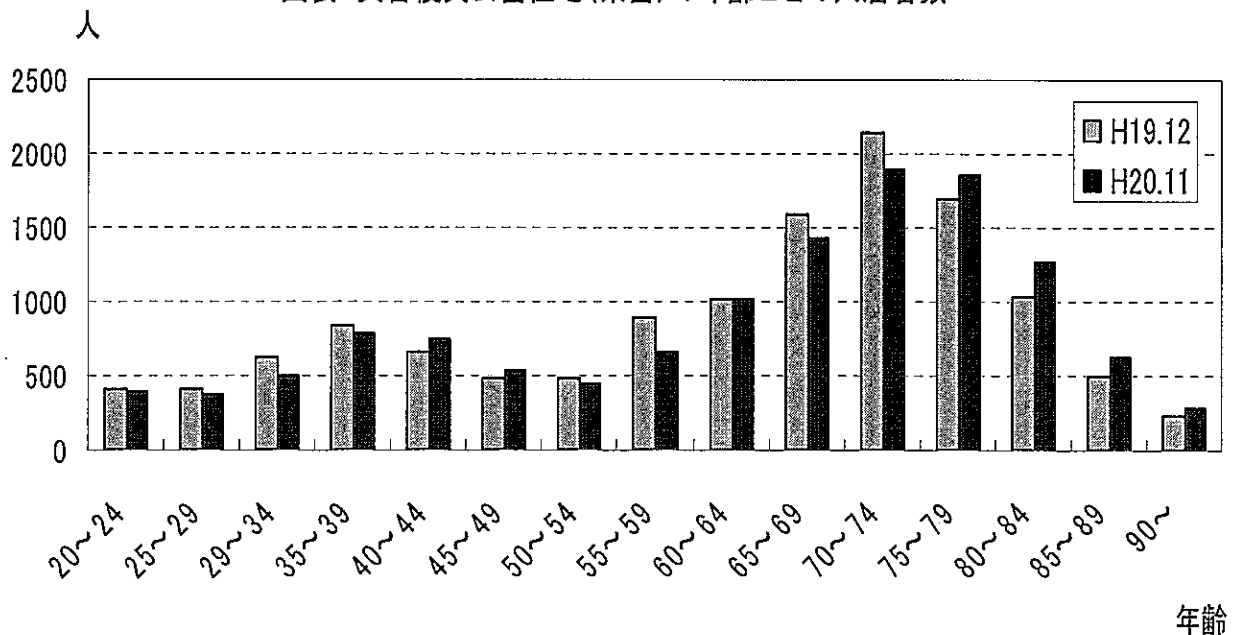


資料：兵庫県情報事務センター「厚生統計情報」、兵庫県復興支援課調べ

④ 住民の年齢構成の状況

災害復興公営住宅の年齢ごとの入居者数について、昨年と比較すると、65～74歳までの前期高齢者は減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者は増加している。今後もこの傾向は続くと思われることから、災害復興公営住宅の高齢化の課題は、より深刻さを増していくことが懸念される。

図表 災害復興公営住宅(県営)の年齢ごとの入居者数



資料：兵庫県復興支援課調べ

(4) 高齢者の見守りに係る最近の動向

社会全体の高齢化が進む中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で生活を送ることができるよう、地域福祉の再構築が求められている。そのために、「地域に拠点となる場所を設け、コミュニティワークを行なう人を配置する」という高齢者自立支援ひろばが取り組んでいる先導的な手法は、有効な対応策として、国の施策にも広がりを見せている。

国土交通省、厚生労働省では、東京の多摩ニュータウンや大阪の千里ニュータウンなど急速な高齢化が進む大規模団地において、高齢者向け住宅の整備やバリアフリー化とともに、団地内の空き地や空き店舗等を利用して、医療・介護、生きがい・交流・子育て支援等のサービス拠点の確保を支援する「安心住空間創出プロジェクト」を推進しており、その中でも、兵庫の取り組みは、全国の先導事例の調査対象となるなど、非常に注目されているところである。

○「安心住空間創出プロジェクト」の概要

- ・ 公営住宅等について、新築・改築時や住戸退去等にバリアフリー改修を実施
- ・ 新築・改築時に高齢者向けサービス拠点の一体的整備
- ・ 高齢者向けサービス拠点等のために空き地、空き店舗等を譲渡・賃貸
- ・ 介護、医療拠点や孤立予防拠点等の整備を支援 等

<財団法人 ベターリビングによる調査>

- 本年度、厚生労働省からの補助を受け、公的住宅団地を活用した高齢者のための安心住空間の事例調査を行っている。
- 兵庫県において調査対象となっているのは次のとおり。
 - ・ 高齢者自立支援ひろば（神戸市、宝塚市）
 - ・ 芦屋市宮陽光町住宅における24時間LSAの取り組み
 - ・ 明舞団地における地域再生の取り組み
- 震災復興過程で生まれた兵庫県の多様な取り組みへの関心は高く、今後現地調査等の詳細な調査が行われる見込みである。

2 「高齢者自立支援ひろば」の取り組みと課題・提言

(1) 取り組み状況

開設状況

被災高齢者の自立支援施策の軸は、平成18年度に「SCS（高齢世帯生活援助員）」から「高齢者自立支援ひろば」（以下「ひろば」という。）へとシフトした。それ以降、順調に新規開設が進められており、平成20年11月末で20箇所の“ひろば”が設置されている。

高齢者自立支援ひろばの事業概要

- 設置場所：災害復興公営住宅の空き住戸やコミュニティプラザ等
- “ひろば”の運営：市又は市から社会福祉法人、NPO法人等へ委託
- “ひろば”の4つの機能

見守り機能	・ひろばを置く住宅の常駐型見守り、緊急時の対応 ・近隣の災害復興公営住宅等への巡回型見守り
健康づくり機能	・まちの保健室、ミニデイサービス、会食サービス ・料理教室など趣味の講座などの生きがいづくり事業
コミュニティ支援機能	・ふれあい喫茶、花見・夏祭りなどの季節行事、映画会など、住民同士の交流を促進しコミュニティの形成に資する事業
支援者のプラットフォーム機能	・高齢者、その他の住民、支援者、専門職等の連絡会議などの情報交換の場 ・福祉相談会や情報誌の発行など高齢者への情報発信

○ 各市の開設状況

市	開設数	運営団体	設置場所	現状・取り組みの特徴等
神戸市	9	地域包括支援センターの運営法人	空き住戸・コミュニティプラザ・プレハブ	現在、ひろばからSCSへの移行中、ひろばを地域包括支援センターのランチと位置づけ、同一法人が一体的に運営を行っている。
尼崎市	2(2)	市直営	空き住戸	今年度、4月1日からひろばを開設し、SCSからひろばに移行。
西宮市	2	西宮市社会福祉協議会	空き住戸・福祉施設	今年度から、市社会福祉協議会へ運営委託。
芦屋市	1	株式会社アスクケア	福祉施設	地域密着型多機能施設の運営法人である株式会社が運営。
伊丹市	1	市直営	空き住戸	コミュニティ支援は市嘱託員が実施。見守りはシルバー人材センターに委託。
宝塚市	3	宝塚市社会福祉協議会	コミュニティプラザ・福祉施設	神戸市に次いで、ひろば開設数が多く、開設場所、事業内容も多様。
三田市	1	三田市社会福祉協議会	福祉施設	当該地域の地域福祉を推進している地域福祉支援室内に設置している。
淡路市	1	淡路市社会福祉協議会	福祉施設	市社会福祉協議会北淡支部と同一建物内に設置されている。
計	20(2)			

() は今年度の開設数

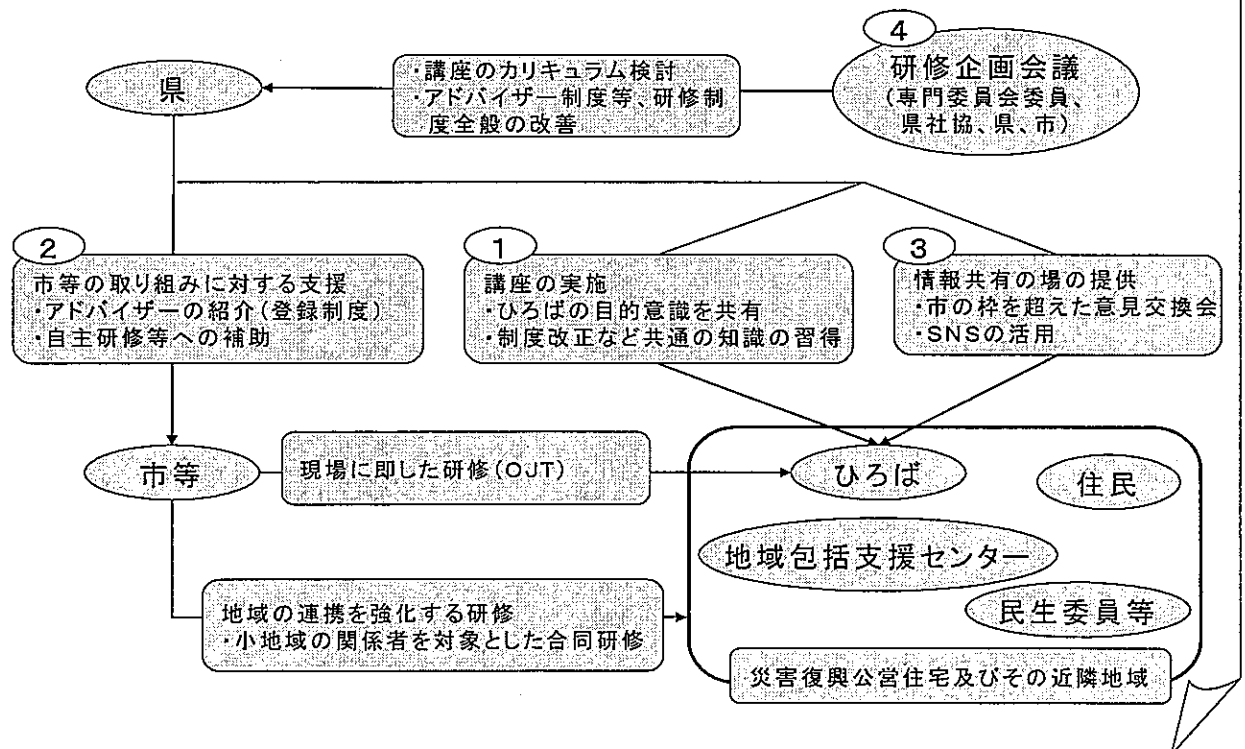
スタッフ研修の状況

今年度から、高齢者自立支援ひろばスタッフを対象として、“ひろば”の目的意識の共有やスキルアップのために、多面的な支援を行う研修制度をスタートさせている。

高齢者自立支援ひろばスタッフ研修の枠組み

以下の4つの視点により、スタッフ研修を実施している。

- ① “ひろば”の趣旨や目的の共通理解を促進するために、すべてのひろばスタッフを対象に「講座」を実施。
- ② 地域の実情に応じた実践力の養成や研修の機会を利用した支援者のネットワークづくりのために、市独自の研修の取り組みを支援（アドバイザー登録制度、アドバイザー派遣の補助）。
- ③ ひろばスタッフ同士の情報交換、意見交換の場を提供（意見交換会の実施、SNS「ひよこむ」の活用）。
- ④ 適切な講座のカリキュラムの提供や研修制度全般の改善を行なうため、高齢者自立支援専門委員会委員、県社会福祉協議会・県・市の職員による研修企画会議を設置。



- 第1回研修会 平成20年10月27日 実施（参加者：38名）
- 第2回研修会 平成21年2月（実施予定）

(2)「高齢者自立支援ひろば」の課題

高齢者自立支援専門委員会では、開設している“ひろば”の運営状況等を現地調査した。また、ひろばスタッフの研修会においても、ひろばスタッフから様々な課題提起がなされた。(11～14ページ参照)

そのなかで以下のような課題が浮かびあがってきた。

① 被災地内の公営住宅の状況

被災地においては、高齢化率が非常に高いものの、これまでの支援の枠組みから外れた公営住宅が多く存在している。

民生・児童委員や介護保険制度など基礎的な支援に加え、災害復興公営住宅では、LSAの配置や、SCSによる見守りとそこから移行してきた高齢者自立支援ひろばの設置などの追加的な支援を行ってきた。

LSAは、原則としてシルバーハウジングに限定された支援であり、また、SCSは、一般の公営住宅も見守り対象としてきたが、実際の運用上は災害復興公営住宅を中心に行われてきており、SCSから移行している高齢者自立支援ひろばについても同様である。

しかし、被災地内には、一般の公営住宅で、LSA、SCS、ひろばいずれの支援も受けていないが、高齢化率が50%を超えるような住宅も多く存在していることが明らかとなっている。災害復興公営住宅と異なり、建設からの長い歴史の中で、周辺地域やボランティア等と良好な関係を築き、地域として自立している公営住宅もあるが、災害復興公営住宅と同様に、コミュニティの衰退などの課題に直面している住宅も多い。

② コミュニティ支援の状況

コミュニティ支援が一定の成果をあげるには、中・長期的な取り組みが必要である。

「高齢者自立支援ひろば」事業開設の契機となった、平成17年度の提言から、本委員会が継続して訴えていることを要約すると次の2点となる。

- ① 超高齢社会においては、すべての福祉サービスを行政などの公的支援で担うことは困難で、見守りや日常的な家事援助などについては、地域コミュニティで担っていくことができるように、行政は地域づくりへの支援を行うことが必要。
- ② 災害復興公営住宅のように、極端に高齢化が進んだ地域においては、その地域単独でのコミュニティ機能の維持は困難であるので、周辺地域やボランティアを結びつけた新しいコミュニティを創造するとともに、高齢者自身も積極的に地域コミュニティの担い手とならなければならない。

しかしながら、地域づくりは、単に関係者を集めて「顔合わせ」すれば良いというのではなく、信頼関係を醸成し、核となる人や組織をつくり、段階的に参加する人や組織を増やしていくような中・長期的な視点で行うべきものである。先導的に取り組んでいるひろばでは、新しい支援者や住民との繋がりが生まれ、地域の自主的な取り組みが始まっているところもある。ひろば事業は、まさに地域づくりへの取り組みの端緒についたところであると言える。

③ ひろばスタッフの持つ問題意識

ひろばスタッフは個別支援、コミュニティ支援のそれぞれにわたって、幅広い問題意識を持っている。

その中でも、特に「サービス拒絶者への対応」と「見守り対象者以外の者への働きかけ」について大きな問題意識を持っている。

本年度実施されたひろばスタッフ研修会において、ひろばスタッフのそれぞれが抱える課題とその対応について、率直な意見交換会が行われた。関係機関との連携の必要性や業務内容の改善など幅広い内容の意見が出されたが、特に多くのスタッフから意見があったものは、次の2点である。

まず、「サービスを拒否する高齢者の存在」である。具体的には、個別訪問において扉を開いてくれないなどの強硬なものから、個別訪問は受け入れるが行事にまったく参加しないなどの緩やかな拒絶まで、いろいろな状況がうかがわれた。

もう1点は、「住宅内の見守り対象者以外の住民や周辺地域の住民などへの働きかけ」である。この問題については、スタッフの関心の高さを反映し、「行事の企画に参加してもらおう」や「世代を問わないプログラムを実施する」など、対応策についての意見が多くだされた。これは、ひろばでは地域づくりに取り組む必要があるという意識が共有されてきていることの表れである。しかし、多くの対策案が出されたことは、地域づくりの取り組みが、試行錯誤の段階にあることを示しているともいえる。

(3) 「高齢者自立支援ひろば」への提言

上記の課題を踏まえ、今後の取り組みについて以下のとおり提言する。

提言要旨

市や高齢者自立支援ひろば運営団体が、計画的に地域づくりに取り組めるよう、ひろば事業を期間延長するとともに、これまで支援の対象としてこなかった公営住宅にも積極的に支援していくことが必要である。

県や市・運営団体は、ひろばスタッフに対しても、中・長期的な視点に立ち、地域づくりのためのスキルアップを図るための研修を継続的に実施すべきである。

提言1 <高齢者自立支援ひろばの拡充について>

高齢者自立支援ひろば事業の継続と支援する住宅の広がりが必要

- SCSの制度は、見守り対象者を災害復興公営住宅の住民に限定するものではなかった。しかし、結果として支援のない住宅が存在することとなったのは、見守り対象者の選定を行っている市が、復興基金という永続性のない財源で、将来展望のないまま、SCSの見守り対象者を増やすことを躊躇した結果と推測される。
- 「高齢者自立支援ひろば」のめざす、地域コミュニティが中心となった、高齢者の見守りシステムの確立のためには、市や運営団体、スタッフが、ひろばの理念、目的意識を共有し、中・長期的に、支援対象の公営住宅をつつむ地域づくりに取り組むことが必要である。そのためにも、現在21年度までとされているひろば事業の終期を延長すべきである。
- また、それとともに、これまで支援の対象から外れてきた公営住宅についても、ひろばの取り組みと同様の支援が行われるよう、支援方策を検討すべきである。

提言2 <研修について>

多面的な研修を継続的に実施していくことが必要

- ひろばスタッフの共通の課題認識としてあげた2つの課題は、現場の実情に応じた実践的な応用力が求められるが、高齢者自立支援ひろばのめざす地域づくりのためには、それぞれの現場で克服していかなければならない必須の課題でもある。
- その支援のためには、今年度実施した研修制度のように、目的意識の共有、現場でのOJT的研修、意見交換・情報交換の場の設定など、多面的な支援によるスキルアップが不可欠であり、ひろば事業と同様に、研修を中・長期的に継続して取り組んでいく必要がある。

第2回高齢者自立支援専門委員会とあわせて、現地調査を実施した。

1 開催概要

<実施年月日> 平成20年9月18日

<現地調査先>

神戸市営古川住宅高齢者自立支援ひろば

<出席者>

高齢者自立支援専門委員 7名

行政関係 12名

(企画県民部参事(復興担当)・復興支援課長・

神戸市介護保険課主幹ほか)



2 現地調査の内容

(1) 調査先の概要

地域性

古川住宅とその周辺は、他の地域と大きな道路で分断されており、須磨区の中でも孤立している。

また、周辺地域と古川住宅の自治会は、これまで長期間、別々に活動しており特別の関係づくりはできていない。

<住宅の状況>	
所在	神戸市須磨区古川町 2-1-3
高齢化率・高齢者数	49.1%、216人
単身高齢世帯率	31.8%、84世帯
<高齢者自立支援ひろばの状況>	
開設年月日	平成18年12月12日
設置場所	空き住戸を活用
運営団体	神戸市社会福祉協議会

(2) 神戸市の取り組みの特徴

- 地域包括支援センターの運営団体が“ひろば”を運営し、“ひろば”を地域包括支援センターの出先機関と位置づけている。
- 介護の必要性に応じて、民生委員と地域ボランティア、“ひろば”、地域包括支援センターが役割分担して対応しており、連携が緊密に行なわれている。

(3) 古川住宅での取り組み状況

- ひろばの設置効果
 - ・ SCSでは見えてこなかった、様々な課題（閉じこもり）やニーズが見えてきた。
 - ・ 住民が元気なときから関係を持つことができ、いざ支援が必要になった時の対応がスムーズである。
- 地域との連携
 - ・ 設置するときから、地域にも開かれた運営をして欲しいと、民生委員等から要望があった。
 - ・ 地域のスーパーや薬局などと連携をとり、異常が見つければ連絡してもらうなどの対応をしている。
- 課題
 - ・ 地域包括支援センターのランチとして、課題を吸い上げるという面では機能しているが、その結果、地域包括支援センターの業務量が過大になっている。



平成20年度 第1回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会の概要

1 開催概要

＜実施年月日＞ 平成20年10月27日（月）

＜会場＞ 兵庫県中央労働センター

＜出席者＞ 38名

ひろばスタッフ	24名
市社会福祉協議会等職員	10名
市職員	4名



2 内容

(1) 講演

◇テーマ 高齢者自立支援ひろばの現状と課題

◇講師 松原一郎（高齢者自立支援専門委員会委員長）

◇内容

- 震災では、多くの高齢者が災害復興公営住宅に入居した。
- これまで、様々な支援が行われたが、深刻な高齢化により、地域コミュニティの活力の低下が課題となっている。
- ひろばでは、見守りなどの個別支援だけでなく、高齢者を支えるコミュニティへの支援を大きな機能としている。
- 災害復興公営住宅のような極端に高齢化したコミュニティは、周辺地域と一体となったコミュニティづくりを行うなど、新たなコミュニティの担い手が必要である。
- 「地域とは何か」、「地域とは誰か」を念頭において、これからの支援を考えていって欲しい。

(2) 事例報告

◇テーマ 神戸市営古川住宅における取り組み

◇発表者 杉本佳史（神戸市社会福祉協議会・須磨在宅福祉センター所長）

◇内容

- 神戸市の基本的な形として、高齢者自立支援ひろばは地域包括支援センターのブランチとして位置づけ、一体的に運営を行っている。
- 従って、困難事例も、地域包括支援センターと情報共有ができていたので、対応が的確かつ迅速に行える。
- 薬局やスーパーなど、様々な地域の主体に協力を呼びかけるなどの取り組みを行ってきた結果、ひろば開設以来2年間で、情報交換、情報共有など関係の構築が進んでいる。
- 今後は、ひろばの取り組みを面的に広げていけないかと思っている。
- その一方で、ひろばの常駐というメリットにより、これまで埋もれていた課題を発見し、地域包括支援センターに繋いでいるため、地域包括支援センターの対応能力が限界に達しており、センターの機能強化ということが課題となっている。

(3) 意見交換会

◇テーマ ひろばの課題と必要な取り組み

(小グループでの意見交換)

◇コーディネーター

佐藤寿一 (高齢者自立支援専門委員会委員)

ファシリテーター

松原一郎、河合由紀子、室崎千重

杉本佳史、霜川卓之



○意見交換会での主な意見

ひろばの課題	必要な取り組み
○ 課題を抱えた人との関係づくりが困難である ・サービスの利用者が固定化している。 ・訪問を拒絶している人など、本当に喫茶などの行事に参加して欲しい人に対して、どのように働きかけ、どこから情報を入れるのか。	○ キーパーソンを見つける (つくる)。
○ 住民との関係づくり ・自治会との関係づくりが難しい ・住民主体の活動をどのように進めていくか。 ・うまく一緒に活動を進めていくにはどうすればいいか。	○ イベントの企画段階から、住民に声をかけ、参画のもとで取り組む。
○ 周辺地域との関係づくり ・どう巻き込んでいけばいいのか。	○ 地域の資源を知る。 ○ 情報発信して地域に出て行く ○ 地域の人に手伝いを頼むなど、ひろばから積極的に働きかける。 ○ 新しい担い手となる人材を発掘する。 ○ 世代を問わないプログラムを実施する。勤労世代にも参加しやすいモーニング喫茶など。
○ 関係機関との関係 ・行政、地域包括支援センター、事業者、社協などとの関係構築が必要。	○ 協働するためのテーブルを設ける。
○ ひろば設置場所 ・高齢者が来所しやすい場所がない	
○ 業務内容の見直し ・会議や事務が多く、見守りなどの本来業務ができない。 ・一人で課題を抱えてしまう	○ 勤務形態を柔軟化する。

Ⅲ まちのにぎわいづくり一括助成事業

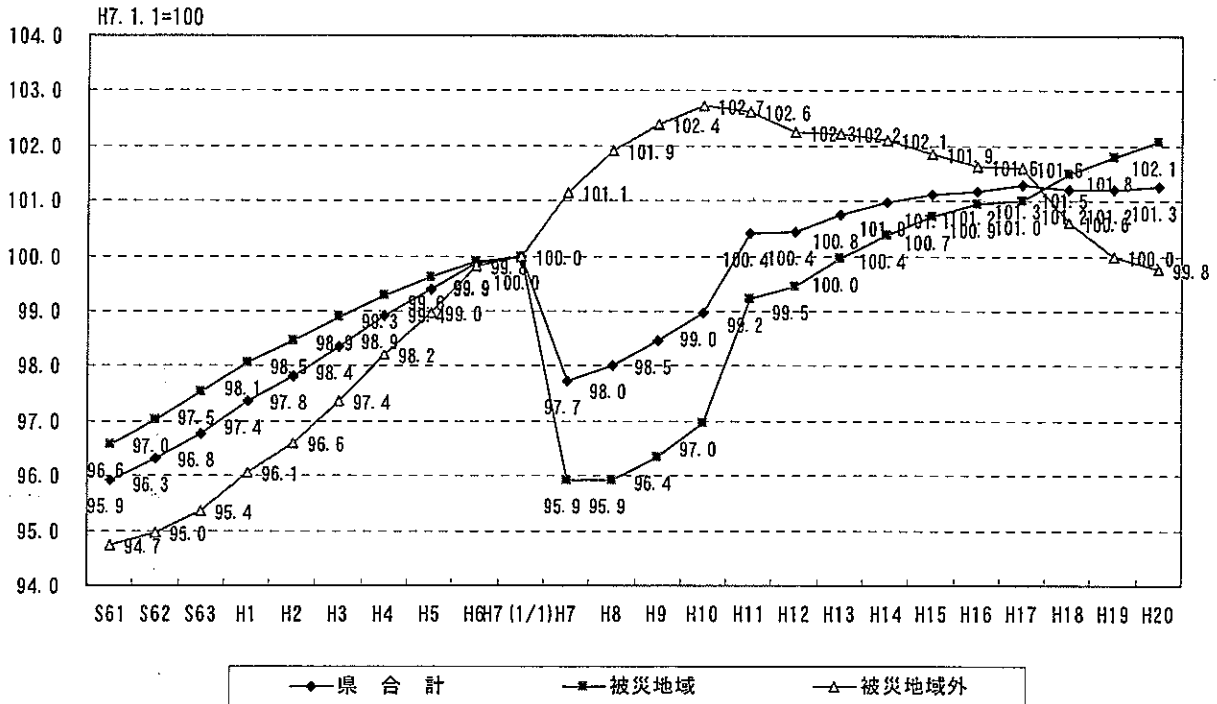
まちのにぎわいづくり専門委員会

1 まちのにぎわいを取り巻く現状

まちのにぎわいを取り巻く現状について、統計指標のデータ等をもとに整理した。

(1) 人口の状況

震災の影響により、県内人口、とりわけ被災地域の人口は大きく減少したが、兵庫県全体では平成11年、被災地全体では平成13年に震災前の水準に回復しその後も増加傾向にあるが、一方、神戸市長田区では、平成20年10月時点で震災前比78.5ポイントにとどまるなど、一部の地域では、人口の回復が進んでいない地域も見られる。



※H7.1以外はすべて各年10月1日現在

(2) 復興市街地整備事業の状況

被災市街地復興推進地域における面的整備事業（復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業）は、概ね順調に進捗しているものの、一部の地区では事業が現在も継続中である。

事業名	被災市街地復興推進地域数 (面積)	事業地区数	事業		管理処分決定率 仮換地指定率 (敷地面積比)
			事業中	完了	
市街地再開発事業	6 (33.4ha)	15	7※1	8	88%
土地区画整理事業	13 (255.9ha)	20	2※2	18	99%
計	19 (289.3ha)	35	9	26	—

被災市街地復興推進地域における面的整備事業の進捗状況

(平成20年12月1日現在・兵庫県県土整備部市街地整備課調べ)

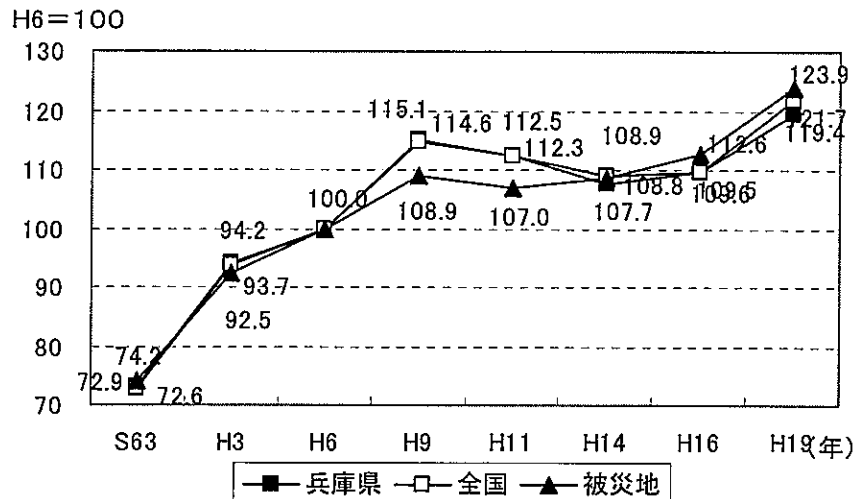
※1 新長田駅南7地区

※2 新長田駅北地区、富島地区

(3) 商業の状況

小売業1店舗あたりの年間販売額の推移をみると、昭和63年から平成6年にかけては、全国、兵庫県、被災地ともにほぼ同様に推移していた。

震災直後、被災地は全国及び兵庫県に伸び率で遅れをとっていたものの、平成14年に全国及び兵庫県とほぼ水準となり、平成16年以降は全国及び兵庫県水準を上回る震災前比123.9ポイント（全国121.7ポイント）となっている。

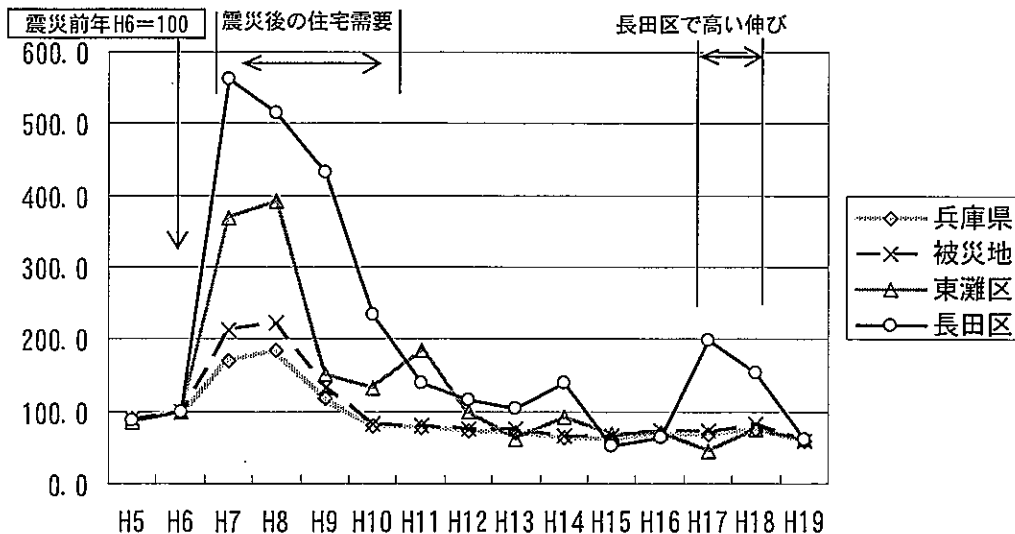


小売業1店舗あたりの販売額の推移
出典：商業統計（経済産業省）

(4) 新設住宅着工戸数の状況

被災地における新設住宅着工戸数では、震災前の平成6年度を100としたとき、震災発生により住宅建設需要が高まり、平成7、8年度には2倍以上の件数（約100,000戸前後）となり、その後減少した。

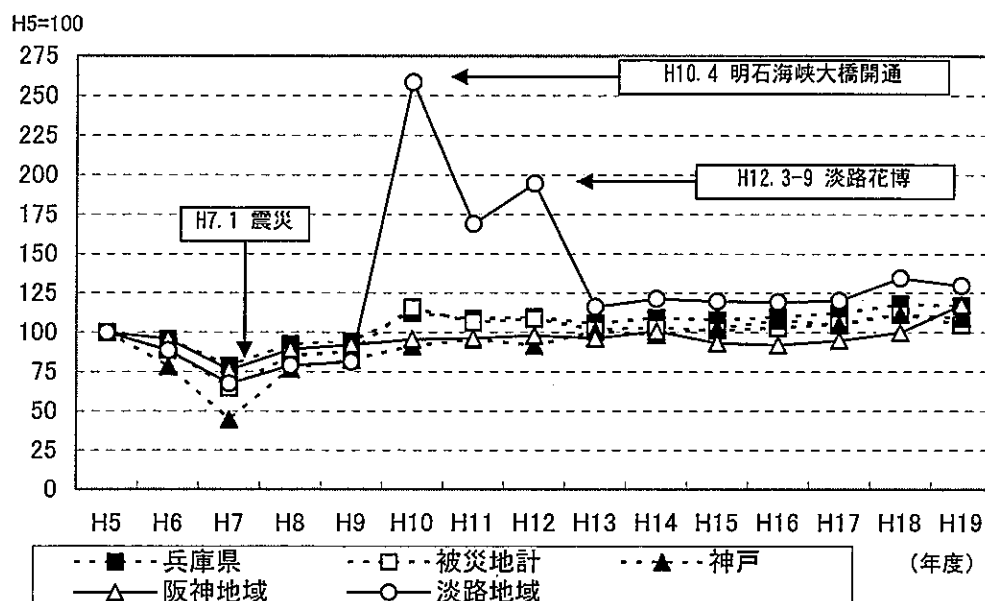
長田区においては、震災後、平成15、16年度を除き、震災前を上回る着工件数が続いており、特に平成17、18年度においては高い伸びを示しているが、平成19年度は兵庫県全域で着工戸数が減っている。



被災地の新設住宅着工戸数の推移
出典：新設住宅着工統計

(5) 観光・ツーリズムの状況

観光入込客数の推移で見ると、被災直後の平成7年度は、被災地で観光入込客数が大きく減少したが、平成8～10年度にかけて回復し、平成10年度以降は、震災前の水準を概ね上回っている。



観光入込客数の推移

出典：観光客動態調査（兵庫県産業労働部観光交流課）

(6) 地域再生・地域活性化に係る最近の動向

被災地に限らず、地方都市は、人口が減少に転じ、高齢化が急速に進行する中で、店舗等利便施設や市役所等公共公益施設の郊外移転による暮らしの利便性の低下や、地元経済活動の低迷等による地域産業の弱体化、中心市街地の居住人口・小売店販売額の減少に代表される都市機能の衰退や市街地の空洞化が進行していると指摘されている。

こうした状況を踏まえ、国は平成20年度より地方再生に対する政府の一体的な支援として「地方の元気再生事業」を創設するとともに、中心市街地活性化法などいわゆる「まちづくり3法」の改正による地方再生・地域活性化の取り組みを引き続き推進している。

また、空洞化する中心市街地の商店街に対し、不動産の所有と経営の分離による再生手法の導入を検討する等新たな支援を模索する動きも見られる。

① 地方の元気再生事業

持続可能な地方再生の取組みを進めるため、地方公共団体やNPO等が行う地域活性化プロジェクトを立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する地域提案型の内閣府が実施する事業。

<実施状況>

地域	件数 (単位: 件)	要望額 (単位: 百万円)
全 国	1,186	22,800
	120	2,412
近 畿	128	3,200
	11	243
兵庫県	37	676
	2	42

※ 上段が応募ベース、下段が採択ベース

<兵庫県内の採択事業>

ア ユニバーサルツーリズム事業の振興と障がい当事者の一般就労機会の創出による地域活性化プロジェクト (神戸市)

要望額 33百万円

提案団体 NPO 法人ウイズアス

事業概要

障がい者・高齢者等が旅行の目的地から介助サービス等を受けることにより健常者と同じように旅を楽しむことができるユニバーサルツーリズム (UT) の取り組みを、地域の障がい者が自らの視点で企画し、推進していくことにより、福祉サービスと旅行業のコラボレーションによる新たなサービス産業の創出や障がい者の一般就労の拡大を図る。

イ 地域 SNS を活用した都市-農山漁村間ヒト・モノ交流システムによる元気再生モデル開発事業 (宍粟市、佐用町、三田市、伊丹市)

要望額 9百万円

提案団体 地域 SNS による地方の元気再生モデル推進協議会

事業概要

高校生・大学生といった次世代の担い手を中心となって、「相手の顔が見え」「常につながりが意識できる」特性を持つ地域 SNS モールを活用して、「ヒト」「モノ」両面での持続可能な交流拡大による都市・農山漁村双方の活性化を図る。

② 中心市街地活性化基本計画の認定状況

平成19年2月に富山市・青森市が中心市街地活性化基本計画の認定を受けてから、平成20年12月現在、66市67の中心市街地活性化基本計画が認定を受けており、補助金などの優遇措置を受けることが可能となっている。

兵庫県内では、以下の4市4計画が認定を受けている。

＜県内の中心市街地活性化基本計画の概要＞

市名	宝塚市	神戸市・ 新長田地区	尼崎市	伊丹市	
認定日	H20. 3. 12	H20. 7. 9	H20. 7. 9	H20. 7. 9	
人口規模	22万人	152万人	46万人	19万人	
エリア	JR 阪急宝塚駅、阪急宝塚南口駅・逆瀬川駅周辺地域	JR 新長田駅を中心とした地域	阪神尼崎駅付近を中心とした地域	JR 伊丹駅、阪急伊丹駅、宮ノ前商店会、サンロード商店街を中心とした地域	
面積	188ha	113.4ha	83ha	72ha	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かした都市の魅力づくり ・生活の質の向上 ・「市民力」発現の支援 ・拠点間ネットワークの形成 	「人が集い、交流する、賑わいのあるまち・新長田」	「人・もの・情報が集い、にぎわいと活力のあふれるまち」	「人とことばの辻街道 伊丹郷町」	
活性化目標	目標1	文化・芸術ともてなしの心あふれる「訪れてみたい」まち	ものづくりのまち・長田の再生	商業活性化の推進による魅力あふれる中心市街地の形成	暮らしやすく集い学べる郷町（まち）なか～ことばと文化が大切に育まれているまち～
	目標2	商業・サービスが充実した「暮らしやすい」コンパクトなまち	賑わいのある商業空間づくり	「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成	歩いて楽しい郷町（まち）なか～歩くたびに新たな魅力を再発見できるまち～
	目標3	市民自らが「いきいきと活動できる」まち	個性的な集客拠点づくり	地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成	活気あふれる郷町（まち）なか～まち衆が輝いているまち～

③ 不動産の所有と経営の分離による商店街再生への動き

中心市街地の商店街は、各店主によって土地・建物の所有権が細分されていることが多く、商店街が一体となって集客力向上のための抜本的な改築等を実施することが難しい状況にある。そのため、国は空洞化する中心市街地の商店街に対し、「不動産の所有と経営の分離」による再生手法を検討しており、今年度はパイロット事業として専門家を派遣する等の支援を行い、新たな都市再生手法の全国展開を図っている。

＜空洞化中心商店街区域再生パイロット事業支援実施都市＞

富良野市、沼津市、金沢市、山口市、久留米市（以上5都市）

2 「まちのにぎわいづくり一括助成事業」の取り組みと課題・提言

(1) 取り組み状況

兵庫県は、地域住民の自発的で主体的なまちのにぎわいづくりへの意欲を最大限に生かし、地域の特性に応じた多彩な取り組みを包括的に支援する仕組みとして、復興フォローアップ委員会の提言を踏まえ、「まちのにぎわいづくり一括助成事業」を平成18年度に創設し、地域のにぎわいづくりの取り組みを支援している。

なお、今年度は一括助成事業の制度の一部見直しを行い、新規提案事業の募集を行い、採択団体を決定した。

まちのにぎわいづくり一括助成事業の概要

ア 補助対象者

以下の要件を満たす団体

- ・ 地域の住民などの意思を反映しながら、その地区における「まちのにぎわいづくり」を主体的かつ持続的に推進できる団体
- ・ 団体の組織が明確であり、団体としての意思決定が適切に行われ、団体の会計・経理に関する事務を適切に行えるなど、本事業を適切に実施できる体制が整っている団体

イ 補助対象地域

被災市内において、震災の影響を受け、まちのにぎわいづくりを推進する必要があると認められる地域

ウ 補助対象事業

地域の特色に応じたまちのにぎわいづくりにつながる新しい取り組みで、〈対象事業項目〉のいずれかにあたる事業

〈対象事業項目〉

①	地域内の複数の団体が連携し、地域全体を巻き込んで実施される事業
②	大学との連携、企業等の協賛が見込まれる事業
③	地域の将来を考え、現状を変革するきっかけとなるような事業
④	少子・高齢化や環境問題等、地域の抱える課題の解決が期待できる事業
⑤	地域資源を掘り起こし、それを活用して地域の再生を図ろうとする事業

エ 補助限度額 10,000千円（特認分は最高5,000千円上乗せ）

オ 補助対象期間 交付決定より最長2年間

採択・実施状況

① 平成18年度の取り組み状況

申請件数27件に対し、13件を採択し、そのうち9団体については事業を完了（ゴシック表示）している。

<1,000万円補助：6件>

- ・新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会 (神戸市長田区)
- ・大正筋商店街振興組合 (神戸市長田区)
- ・西宮中央商店街振興組合 (西宮市)
- ・大日通周辺地区まちづくりを考える会 (神戸市中央区)
- ・水道筋商店街協同組合 (神戸市灘区)
- ・六間道商店街振興組合 (神戸市長田区)

<500万円補助：7件>

- ・真野地区まちづくり推進会 (神戸市長田区)
- ・プレ「よさこい甲子園」実行委員会 (西宮市)
- ・新開地周辺地区まちづくり協議会 (神戸市兵庫区)
- ・川西能勢口振興開発株式会社 (川西市)
- ・西北活性化連絡協議会 (西宮市)
- ・伊丹ターミナルデパート商業協同組合 (伊丹市)
- ・西宮商工会議所 (西宮市)

※西宮商工会議所については230万円を補助

② 平成19年度の取り組み状況

申請件数15件に対し、11件を採択し、現在事業を展開中である。

<1,000万円補助：6件>

- ・長田神社地域活性化協議会 (神戸市長田区)
- ・くにうみ神話のまちづくり実行委員会 (淡路市)
- ・松本地区まちづくり協議会 (神戸市兵庫区)
- ・社団法人 有馬温泉観光協会 (神戸市北区)
- ・六甲摩耶観光推進協議会 (神戸市灘区)
- ・西明石南町活性化委員会 (明石市)

※西明石南町活性化委員会については5,164千円を補助

<500万円補助：5件>

- ・六甲アイランド20年記念事業実行委員会 (神戸市東灘区)
- ・花のみち商店会 (宝塚市)
- ・湊川五連合会 (神戸市兵庫区)
- ・三ノ宮南まちづくり協議会 (神戸市中央区)
- ・野田北ふるさとネット (神戸市長田区)

③ 平成20年度の取り組み状況

申請件数12件に対し8件の事業を採択し、各団体で事業開始している。

＜1,000万円補助：4件＞	
・伊丹市中心市街地活性化協議会	(伊丹市)
・長田神社おみこし再興委員会	(神戸市長田区)
・神戸とニューオリンズのジャズ交流実行委員会	(神戸市灘区・中央区・ 兵庫区・長田区)
・神戸鉄人プロジェクト実行委員会	(神戸市長田区)
＜500万円補助：4件＞	
・下町レトロに首っ丈の会	(神戸市兵庫区・長田区)
・三宮駅南・光のデッキ回廊委員会	(神戸市中央区)
・神戸商工会議所	(神戸市全域)
・東浦地域活性化実行委員会	(淡路市)

制度の募集要件等の一部見直し

これまでの採択団体の事業実施状況を見ると、イベント中心に事業が進められ、イベント自身が目的となっている事業があったことを踏まえ、平成20年度の新規提案事業の募集から対象事業項目について5つの抽象的な事業項目を設け、より斬新な提案事業が応募されることを期待して応募要件を変更した。

＜制度見直し部分＞

新規募集における補助対象事業を以下のとおりとした。

地域の特色に応じたまちのにぎわいづくりにつながる新しい取り組みで、＜対象事業項目＞のいずれかにあたる事業

＜対象事業項目＞

①	地域内の複数の団体が連携し、地域全体を巻き込んで実施される事業
②	大学との連携、企業等の協賛が見込まれる事業
③	地域の将来を考え、現状を変革するきっかけとなるような事業
④	少子・高齢化や環境問題等、地域の抱える課題の解決が期待できる事業
⑤	地域資源を掘り起こし、それを活用して地域の再生を図ろうとする事業

あわせて、採択事業の審査のポイントを明確にするとともに、提案事業が何を目的にどのような手段で事業を行い、どのような成果が上がるのかを申請時に明示してもらい、提案事業の目的→手段→成果をトータルで審査できるよう、様式の一部変更を行った。

＜制度見直し部分＞

新規募集における募集要項において審査のポイントを明示した。

審査のポイント

① 事業の目的、地域の将来像は明確であるか。	② 目的達成のための手法は的確か。
③ 事業成果を評価する指標は明確であるか。	④ 事業計画は的確かつ具体的か。
⑤ 事業効果が継続的に地域で持続するものであるか。	

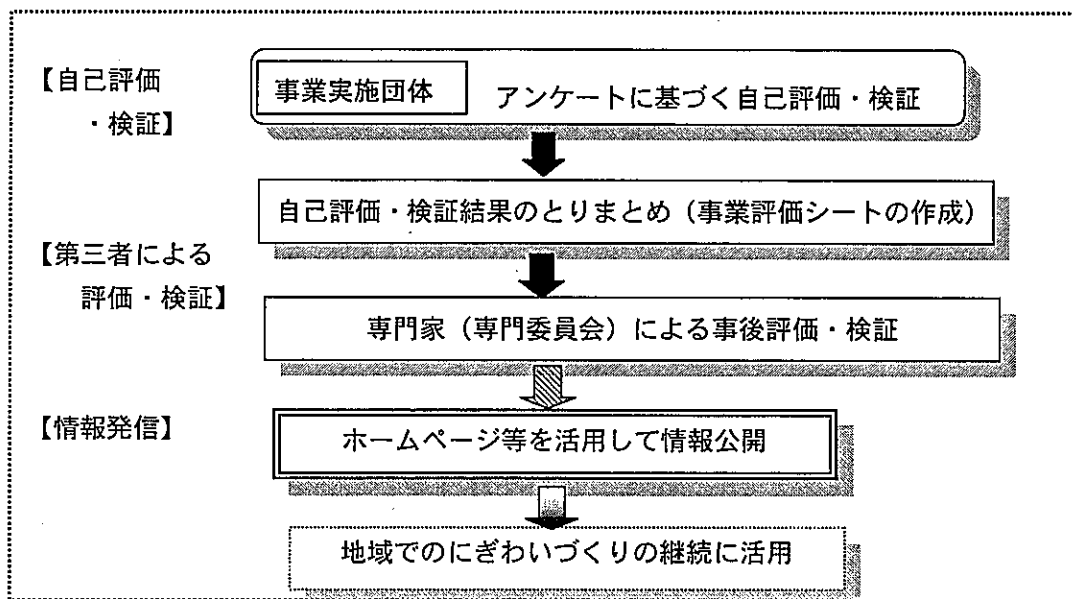
【専門委員会での主な意見】

- ・ イベントが目的化していることが問題だ。イベント後の着地点は見えているのか、意識づけをしっかりとって事業を行う必要がある。
- ・ 「にぎわいの継続」とは商店街が継続していくことであって、企画したイベントを継続することとは全く違う。イベントは一過性なものであって、本来地域に暮らす人が住みやすくするためにそれがどういう仕掛けになっているかが大切ではないか。
- ・ 新規提案事業を応募するときに、どういうにぎわいづくりを目的にしているかを明示してもらい、どう継続していくかをはっきり申請者に聞くべきだ。その上でそれを実現するために2年間で何をしようとしているのかを示してもらうようにすべきだ。

評価・検証手法の確立

各団体が実施した事業について、実施団体自身による自己の評価・検証を行うため、団体へのアンケート調査を実施するとともに、第三者からの客観的な評価・検証として「まちのにぎわいづくり専門委員会」による総合的な評価・検証を行う手法を確立し、今後順次事業終了団体の評価・検証を実施していく。

<各事業の評価・検証の流れ>



【専門委員会での主な意見】

- ・ 指標目標の達成状況について短期間で結果が出るもの、出ないものがある。評価シートには書き込めない部分も出てくるだろう。
- ・ 他の補助事業においても評価・検証を進めているが、事業計画を作り事業を推進しようとしている人の自己評価と、その事業に参加した推進役の周辺にいる人の事業評価はともすれば180度違うことがある。その意味では、自己評価の結果には注意を要する。
- ・ 一括助成事業についての評価にとどまらずに、それ以外の補助金も活用してどんな連鎖反応があったのか、周辺への波及効果がどの程度生まれたか、次の展開なども記入するようにしてもいいのではないか。

(2)「まちなぎわいづくりー括助成事業」の課題

まちなぎわいづくり専門委員会及びその現地調査（P 1 2～P 1 3 参照）において意見交換を行い、その中で以下のような課題が浮かび上がった。

① 情報を交換するネットワーク（横のつながり）の必要性

ー括助成事業を実施した団体が相互に情報交換できる仕組みが必要である。

事業実施団体が今後のユニークで新しい事業展開を行っていくために、相互にノウハウを共有できるよう、絶えず情報交換できる仕組みを築くことが必要ではないか。

また、まちなぎわい活動を実施する「知恵と工夫」については、web 等で情報収集するには限界があるため、お互いが顔をあわせて人間関係を構築していく中で、情報収集を図ることが重要である。

② 情報発信の重要性

各団体の事業実施状況及び事業評価の結果について広く情報発信していく必要がある。

事業実施状況を広く情報発信することは、事業の透明性を確保するとともに、団体にとって、目標達成のための責務を果たすという意味で重要ではないか。

また、まちづくり団体にとって、今後のユニークで新しい事業展開を考える上で、他の団体のノウハウや事業評価の結果は有用な情報となる。

なお、各団体の事業実施状況については、さらに詳しい情報を得たいと思う人のために、事業実施した人の「顔」や「連絡先」も含めて事例を発信していくべきではないか。

(3) 「まちなぎわいづくり一括助成事業」への提言

上記課題を踏まえ、今後以下の取り組みを行うよう提言する。

提言要旨

まちなぎわい活動を継続して行っていくために、その取り組み内容、成果等の情報を各団体が相互に共有できるよう、ネットワークの構築を支援する必要がある。

また、情報を必要としている人がいつでも情報を得ることができるよう情報発信していく必要がある。

提言1 <横断的なネットワークの構築へ向けた支援>

ノウハウを共有するための横断的なネットワーク構築への支援を行う必要がある。

- 採択団体相互の「知恵と工夫」等のノウハウを共有し、団体同士のつながりを構築し、まちなぎわいづくり活動を継続していくために、昨年度から開始した「採択団体交流会」を引き続き実施していく必要がある。
- 団体にとって、他の地域でまちなぎわい活動を行っている団体との連携は、お互いのノウハウを交えるという相乗効果により、考えていた以上の効果が生まれることもあるので、横のつながりを作るためのネットワークの構築が求められる。

提言2 <情報発信について>

活動状況や事業評価を広く情報発信することにより、事業の透明性を確保するとともに、情報の有効活用ができるようにする必要がある。

- 事業の評価・検証の結果を広く情報発信することにより、事業実施結果が多くの人の目に触れることになるので、事業の透明性を確保することにつながる。
- 事業の評価・検証の結果を今後の実施団体の活動に活かしてもらうとともに、その結果はそれ以外の団体にも有用な情報であるので、広く情報発信を行っていく必要がある。
- 取り組み内容を「事例集」としてとりまとめ、その事例を必要とする人がいつでもその情報を得ることができるようにしておく必要がある。

まちのにぎわいづくり専門委員会 現地調査の実施状況

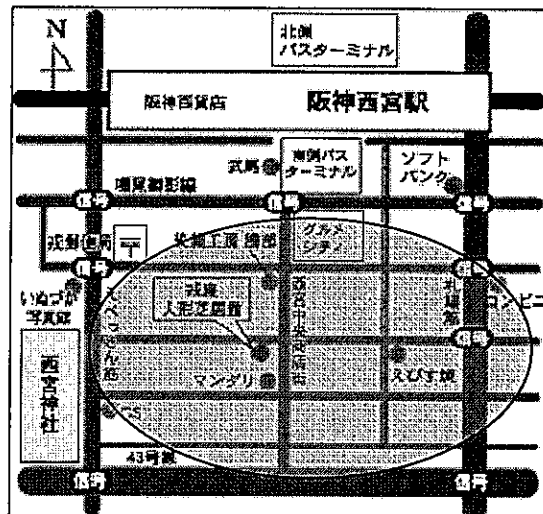
平成20年度は、まちのにぎわいづくり一括助成事業の実施状況について、「まちのにぎわいづくり一括助成事業」採択団体の現地調査（視察・ヒアリング等）を行い、前年度から引き続き「現場」の視点から見た課題の抽出を行った。

1 調査対象地区

西宮中央商店街

<対象地区の概要>

阪神西宮駅の南側に位置し、全国のえびす宮の総本社である西宮神社の門前町として栄えてきたが、阪神・淡路大震災により大きな被害を受け、商店は半分近くとなり、アーケードも損壊し、撤去された。その後、震災復興事業として阪神西宮駅南地区市街地再開発事業も実施されてきたが、かつてのにぎわいを取り戻せない状況にあった。そこで、商店街では「お洒落で多様な富んだえべっさんのまち：えべっさんロードの再生」を基本目標にまちのにぎわい創出に取り組んでいる。



2 調査の概要

<調査日時等>

日 時：平成20年9月11日（木）

出席者：まちのにぎわいづくり専門委員 9名
 県関係者 11名

(企画県民部参事、県民生活課長、復興支援課長、復興支援課参事ほか)



現地調査（西宮中央商店街）

<調査対象団体の取り組み概要>

<西宮中央商店街> にぎわい創出プロジェクト：えべっさんロードの再生

西宮神社の門前町として来街者に魅力を感じさせるように、「えべっさんのまち」として「和」を感じる統一的な街並みづくりに取り組み、新しい地域住民の取り込みを図り、にぎわい創出を図る。

- ・ 西宮神社発祥の人形芝居「くぐつ」の再興を目指し、空き店舗を活用し人形芝居館の整備・運営を行い、文化拠点とし情報発信を行う。
- ・ 統一的な街並みを感じさせる店頭大型のれんを設置。
- ・ 地域住民との交流を図る各種イベントを実施。



戎座人形芝居館外観



戎座人形芝居館
催し立看板



戎福せんべい
実演販売所

<現地調査における主な意見>

【戎座人形芝居館】

- 火曜日は定休日だがそれ以外は開館。入り口を開け放しておくことによってここは何かと興味を持って入って来てくれる。(定期公演、公開練習等) 大人の居場所を提供したいということで、定期的に寄席等の催しを開催。
- オープン前に12ヶ月間の定期公演を決めていたが、その後どんどんここを使わせてくれという話が入って来て当初想定しなかったつながりができるようになった。

【にぎわい創出の取り組み】

- 西宮商工会議所と密接に連携をとりながら、事業を進めている。また、DCキャンペーンで、西宮市、商工会議所、観光協会が一緒になって街歩き事業としての冊子を作ったり、ガイドを養成して行く予定である。その中で人形芝居館も観光資源の1つとして組み込む予定。
- 人の流れは現状を維持している状況。時間帯によっては増えているが効果として目に見えてくるのには時間がかかる。少なくともここに来る人は増えている。

「1. 17トーク ～教訓を生かす～」について

1 趣 旨

高齢化が進む大都市を直撃した阪神・淡路大震災で、6千名を超える尊い命とかけがえのない多くの物を失った一方で、被災地では多くの重要なことを学んだ。

しかし、時間の経過とともに、震災の経験と教訓の風化が課題となっており、四川大地震など近年多発している国内外の大規模自然災害も含めて、震災の教訓の継承・発信についてフォローしていく必要がある。

このため、震災の教訓が社会にどう生かされているか、震災の教訓を風化させないために今後どう取り組むかなどについて意見交換することにより、震災の教訓がいつまでも風化することなく、安全で安心な社会づくりに生かされるよう、1. 17トークを開催する。

2 事業名 1. 17トーク ～教訓を生かす～

3 日 時 平成21年1月17日(土) 13:30～15:00

4 場 所 人と防災未来センター
防災未来館 1Fガイダンスルーム・エントランスホール
(神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2)

5 参加者 一般県民等 200名

6 内 容 (1)知事あいさつ [5分]

(2)トーク [80分]

〔主な論点〕

- ・震災の経験を踏まえた重要な教訓は何か
- ・震災の教訓は生かされているか
- ・教訓を生かし、風化させないために行うべきことは何か

※トークの最後に会場と意見交換を行う予定。

〔出席者〕

○室崎 益輝氏【進行】

〔 関西学院大学教授、復興フォローアップ委員会座長 〕
前 総務省消防庁消防研究センター所長

○竹下 景子氏

(女優、元 中央防災会議専門委員)

○井戸 敏三

(兵庫県知事)

7 事業実施 「ひょうご安全の日のつどい」事業の一環として実施

8 申込方法 先着順申込み

(住所・氏名・電話番号を記載した往復はがき、1枚で2名まで申込み可)

復興の成果を県政に生かす3か年推進方策

～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～

復興の成果を県政に生かす3か年推進方策（復興フォローアップ3か年推進方策）

I. 3か年推進方策の策定趣旨

○策定趣旨

- ・被災地の現状や創造的復興の成果を踏まえながら、戦略的かつ機動的に施策を展開していくため、今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示すとともに、震災復興全般にわたる課題を整理し、個々の課題毎に向こう3か年のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画を示す。

○期 間：平成19年度～21年度

II. 被災地・被災者を取り巻く現状

○被災地における着実な復興の進展

- ・人口、総生産の回復、有効求人倍率の上昇、面的整備事業の着実な進捗

○被災者の生活復興意識の変化

- ・地域経済については、「震災の影響を脱していない」という意識が一部見られるものの、まちの復興や自らの住まい、家計については、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地の状況は平時に戻ってきている」という意識が進行。

○被災地の課題解決に求められる取組方向の変化

- ・被災地の課題解決には、被災地固有の取組みだけでなく、高齢化の進展や都市構造の空洞化、地域経済の状況など社会全体の課題としての取組みが不可欠。

○震災復興における先導的取組みの全国・全県的な拡がり

- ・国の単身高齢者の孤立死防止推進事業のH19予算案への盛り込み
- ・中心市街地活性化に向けたまちづくり三法の改正
- ・震災や台風23号災害の教訓を踏まえた県地域防災計画の修正
- ・国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインの作成 等

III. 今後の復興フォローアップの基本的な考え方

○創造的復興の取組みの継承・発信

- ・単に旧に復するだけでなく、21世紀を見据えた「創造的復興」を目指し、ボランティア活動支援や高齢者の見守りなどの施策を重点的に実施。これらの施策の多くは、震災復興対策と同時に、今後の超高齢社会や成熟社会に対応した先導的な取組みでもあることから、今後はこの成果を被災地外に広げていく。
- ・残された課題の解決についても、被災地固有の取組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化など社会全体の課題として取り組む。

○**震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開**

- ・そのため、平成21年度末までの震災10年経過後の5年を目途に、被災地固有の課題解決を加速するための重点的な事業実施とともに、復興の成果を高齢社会・成熟社会対策、防災・減災対策などの全県施策に継承させ、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図り、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進。

○**復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の推進**

- ・震災復興全般にわたる課題（71項目）について、3か年の推進方策（課題毎のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画）を策定。
- ・この3か年推進方策に基づき、
 - ①被災地固有の個別課題への対応
 - ②復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展
 - ③震災の経験と教訓の継承・発信 を推進。

IV. 課題別推進方策

1. 被災地固有の個別課題への対応（28項目）

- 高齢者自立支援、まちなにぎわいづくりなど震災に起因する被災地固有の課題の重点的対応
- 県外居住被災者への支援、未償還の貸付金等対策などの個別課題の解決

①高齢者の自立支援

（★：H19新規・拡充施策）

- ★高齢者自立支援ひろばの拡充（H21：40か所）・機能充実（スタッフを始めとする運営組織の能力の向上等）、ひろば開設市におけるひろばと市の一般の高齢者ケア施策との連携強化、ひろば機能の全県施策化等の検討
- ★見守りグループ（自治会・老人クラブ等）、NPO、ひろばスタッフ、行政との意見交換会の実施（自治会活動の対応困難事例等） 等

②まちなにぎわいづくり

- ★まちなにぎわいづくり一括助成事業の実施（H21：累計40団体）
採択団体の事業実施のバックアップ（意見交換・交流の場の提供、内外への情報発信等）
- ★地域商業の活性化とまちづくりが連携したにぎわいづくり施策の展開 等

③その他の個別課題への対応

- 兵庫県に戻りたい県外居住被災者の帰県支援（H21末までに希望者全員を帰県）
- 災害援護資金の未償還金の償還の促進 等

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展（15項目） ～今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

○震災復興の過程を通じて広がってきた先導的な取り組みの成果を、被災地内外を問わず、今後の成熟社会を切り拓くための仕組みとして一層定着・発展。

①まちな保健室の定着・発展

○まちな保健室の全県展開（H19：520か所）・事業内容の拡充（市町との連携事業や交番と連携した取り組み）
H22以降の事業展開方策や県からの支援内容等の検討 等

②シルバーハウジング、コレクティブハウジングの推進

★県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施
民間事業への支援の検討 等

③こころのケアの推進

○こころのケアセンターの成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進
○心のケア担当教員（～H21）、スクールカウンセラーの全公立中学校等への配置等

④ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援

★団塊世代等シニア層の地域での活動による「新しい公」の担い手の創出
ボランティア基金による活動助成（毎年度3,300件）
○芸術文化センター等を活用した個性ある地域づくりの推進
○子どもの冒険ひろば（H19：360か所）、若者ゆうゆう広場の展開（H20：60か所）等

⑤新しい働き方や雇用就業への支援

★生きがいしごとサポートセンターの再編による団塊世代への支援機能の拡充、
コミュニティ・ビジネスへの支援
○ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業への支援（相談者数H21：5,680人）等

⑥ツーリズム振興と新しい都市づくり

○人と防災未来センター等を活用した震災ツーリズムの推進
★潮芦屋におけるユニバーサルデザインを基本としたまちづくり、21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」の推進
★明舞団地をモデルとした若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりの推進 等

3. 震災の経験と教訓の継承・発信（28項目）

～今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～

- 阪神・淡路大震災は、「災害文化」の機運が生まれる契機となり、震災の経験と教訓を継承・発信していくことが被災地としての本県の責務。
- 震災の経験と教訓を次世代に継承・発信し、近い将来に発生が懸念される東南海・南海地震など今後の大規模災害に備えた減災・復興対策を着実に推進。

①「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進

★防災力強化県民運動の展開

- 1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練 等

②自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

- 被災者生活再建支援法の見直しに向けた取り組み

- 住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進（郵政公社との連携等） 等

③住宅や公共施設等の耐震化の推進

★住宅の耐震化の推進（新耐震基準適合率をH21に91%など）

- 県立学校、県営住宅等の県有施設の耐震化（H21に43施設など） 等

④総合的な減災対策の推進

★「ひょうご防災戦略プログラム」の策定

- フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネット等の充実

- 家屋被害認定士（H19：累計360人）、被災建築物応急危険度判定士（H21：累計2,500人）の養成

★災害ボランティア活動支援体制の整備、災害ボランティアネットワークの強化

- 他府県との相互応援協定の締結の働きかけ

災害時における広域避難者の所在把握の仕組みの構築 等

⑤「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用

- 防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施、震災・学校支援チーム（EARTH）による災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言

★人と防災未来センターの展示更新の検討・実施 等

⑥国際防災協力の推進

- 国際防災復興協力機構（IRP）による国内外の災害被災地への支援

- 国際防災・人道支援協議会に対する支援

★国際防災研修センターの設立（H19.5）、運営への支援 等

⑦災害に強い基盤整備等の推進

★三木総合防災公園、地域防災公園等の整備推進

- 大阪湾岸道路西伸部の都市計画決定・環境影響評価手続・事業化

- 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 等